

現行計画（前期基本計画）					変更計画（後期基本計画）			
【安心】 誰もが健やかに暮らせる安心と安全のまちづくり					【安心】 誰もが健やかに暮らせる安心と安全のまちづくり			
（１）誰もが安心して暮らせる地域社会の構築					（１）誰もが安心して暮らせる地域社会の構築			
①多様なつながりと支え合いによる地域福祉を進める					①多様なつながりと支え合いによる地域福祉を進める			
現状と課題					現状と課題			
○少子高齢化や核家族化の進行、ライフスタイルの多様化などにより地域コミュニティが希薄化し、社会的孤立の問題が深刻化しているため、 <u>地域福祉推進体制の強化が必要です。</u>					○少子高齢化や核家族化の進行、ライフスタイルの多様化などにより地域コミュニティが希薄化し、社会的孤立の問題が深刻化しているため、 <u>地域住民の福祉に対する意識を高め、地域福祉活動への参加を促進する取組が必要です。</u>			
○自ら支援を求められない人や、ひきこもりの状態にある人などを把握し、適切な支援につなげることが必要です。					○自ら支援を求められない人や、ひきこもりの状態にある人などを把握し、適切な支援につなげることが必要です。 <u>また、支援や施策の内容などの情報を、必要とする人へ届けるための体制づくりが必要です。</u>			
○生活困窮者の抱える課題は、複雑かつ複合的なことも多く、関係機関等が緊密に連携して対応することが必要です。					○生活困窮者の抱える課題は、複雑かつ複合的なことも多く、関係機関等が緊密に連携して対応することが必要です。			
施策の方針					施策の方針			
市民が住み慣れた地域で支え合いながら、支援が行き届く体制の整備を進め、重層的な地域福祉ネットワークの構築と、ユニバーサル社会づくりの実現に向け、誰もが地域社会の一員として、いきいきと安心して暮らすことができるよう、すべての人にやさしい福祉のまちづくりに取り組みます。					市民が住み慣れた地域で支え合いながら、支援が行き届く体制の整備を進め、重層的な地域福祉ネットワークの構築と、ユニバーサル社会づくりの実現に向け、誰もが地域社会の一員として、いきいきと安心して暮らすことができるよう、すべての人にやさしい福祉のまちづくりに取り組みます。			
また、生活に課題を抱えた人が、それぞれの状態に応じた支援を受け、社会的に自立し、安心して暮らせる支援体制の整備に取り組みます。					また、生活に課題を抱えた人が、それぞれの状態に応じた支援を受け、社会的に自立し、安心して暮らせる支援体制の整備に取り組みます。			
目標指標					目標指標			
目標指標	単位	基準値 (2019 年度)	目標値 (2025 年度)	目標値 (2030 年度)	目標指標	単位	基準値 (2024 年度)	目標値 (2030年度)
福祉ボランティア登録数	人	612	672	722	福祉ボランティア登録数	人	406	406
集いの場開設数	箇所	114	210	289	集いの場開設数	箇所	124	154
施策の展開					施策の展開			
Ⅰ.地域福祉活動の活性化					Ⅰ.地域福祉活動の活性化			
主な取組	◇重層的な地域福祉ネットワークの構築 ◇地域福祉を推進する人材育成 ◇地域住民が主体となった活動の支援 ◇関西福祉大学との連携推進 ◇社会福祉法人の地域広域活動の推進				主な取組	◇福祉人材の発掘・育成、活動支援 ◇地域住民が主体となった活動の支援 ◇関西福祉大学との連携推進 ◇社会福祉法人の地域広域活動の推進 ◇集える場、連携できる場の充実		

2.地域福祉推進体制の強化

主な取組	◇市民ニーズの把握と関係機関との連携強化
	◇包括的な相談支援体制の構築
	◇各協議体のさらなる活性化
	~~~~~

3.すべての人にやさしい福祉のまちづくりの推進

主な取組	◇ユニバーサル社会づくりの推進と意識啓発
	◇すべての人に配慮した道路・施設整備の推進

4.生活困窮者の自立の促進

主な取組	◇窓口の周知とアウトリーチによる相談支援
	◇関係機関との情報共有と連携の強化
	◇個別の支援プランに基づく自立の促進
	◇地域の社会資源の把握と関係者の相互理解

関連個別計画

計画名	初年度	最終年度
赤穂市地域福祉計画		

2.地域福祉推進体制の強化

主な取組	◇市民ニーズの把握と関係機関との連携強化
	◇包括的な相談支援体制の構築
	◇重層的な福祉ネットワークの構築
	◇福祉関連施策や支援内容に関する情報の発信

3. すべての人にやさしい福祉のまちづくりの推進

主な取組	◇ユニバーサル社会づくりの推進と意識啓発
	◇すべての人に配慮した道路・施設整備の推進

4.生活困窮者の自立の促進

主な取組	◇窓口の周知とアウトリーチによる相談支援
	◇関係機関との情報共有と連携の強化
	◇個別の支援プランに基づく自立の促進
	◇地域の社会資源の把握と関係者の相互理解

関連個別計画

計画名	初年度	最終年度
赤穂市地域福祉計画	2022 年度 (令和 4 年度)	2026 年度 (令和 8 年度)

現行計画（前期基本計画）					変更計画（後期基本計画）			
【安心】 誰もが健やかに暮らせる安心と安全のまちづくり					【安心】 誰もが健やかに暮らせる安心と安全のまちづくり			
（１）誰もが安心して暮らせる地域社会の構築					（１）誰もが安心して暮らせる地域社会の構築			
②すべての子どもと子育て家庭を地域全体で支える					②すべての子どもと子育て家庭を地域全体で支える			
現状と課題					現状と課題			
○出生数の低下や家族類型が多様化しており、多彩なニーズに応じた子育て支援サービスのさらなる充 実が求められています。					○共働き家庭の増加やライフスタイル・価値観の多様化等により、さまざまな子育て支援サービスの充実が 求められています。支援サービスの適切な提供および周知を図り、個々の子育て家庭が必要とする支援 サービスにつなげていく必要があります。			
○女性の就労率の増加や幼児教育・保育の無償化に伴い、保育所等の利用意向も高まっており、早期の 待機児童解消 が課題となっています。また、子育てと仕事を両立できる環境づくりを一層推進して いくことが必要です。					○女性の就労率の増加や幼児教育・保育の無償化に伴い、保育所等の利用意向も高まっており、教育・保 育の提供体制の拡充が課題となっています。また、子育てと仕事を両立できる環境づくりを一層推進して いくことが必要です。			
○安心して子どもを産み育てられる支援の一つとして、子育てに係る経済的負担の軽減が求められてい ます。					○安心して子どもを産み育てられる支援の一つとして、子育てに係る経済的負担の軽減が求められていま す。			
○出産や育児に対する不安やストレスは、児童虐待のリスクにつながる恐れもあるため、妊産婦が気軽に 相談しやすい環境整備や産後ケア事業の推進が必要です。					○すべての妊産婦・子育て世帯が安心して出産・子育てができる環境整備が求められています。			
○地域のつながりが希薄になり、孤立する子育て家庭が増加する中で、子どもの貧困や児童虐待等が深 刻な問題となっており、支援を必要とする家庭への対策の強化が求められています。					○出産や育児に対する不安やストレスは、児童虐待のリスクにつながる恐れもあるため、妊産婦が気軽に相 談しやすい環境整備や産後ケア事業の推進が必要です。			
○地域のつながりが希薄になり、孤立する子育て家庭が増加する中で、子どもの貧困や児童虐待等が深 刻な問題となっており、支援を必要とする家庭への対策の強化が求められています。					○児童虐待や子どもの貧困、ヤングケアラー等の相談件数は増加しており、学校園所をはじめ関係機関と の更なる連携を図り、支援を必要とする家庭の早期発見と適切な対応を強化する必要があります。			
○住民ニーズが多様化しており、 児童館の運営や児童遊園地の維持管理について も、適切な対応が求められています。					○住民ニーズが多様化しており、利用状況を踏まえた児童館の運営や児童遊園地の維持管理について、 対応が求められています。			
施策の方針					施策の方針			
安心して出産・子育てができる切れ目のない支援と環境を充実させ、次代を担うすべての子どもが健やかに 成長できるまちづくりに、地域全体で取り組みます。さらに、増加・多様化する教育・保育ニーズに対応するた め、幼稚園・保育所の運営体制および施設整備に取り組みます。					安心して出産・子育てができる切れ目のない支援と環境を充実させ、次代を担うすべての子どもが健やかに 成長できるまちづくりに、地域全体で取り組みます。さらに、増加・多様化する教育・保育ニーズに対応するた め、幼稚園・保育所の運営体制および施設整備に取り組みます。			
また、 児童遊園地の施設について、引き続き、定期的な点検および修繕を行い、公園利用者が安全 に利用できるよう維持管理に努めます。					また、児童館や児童遊園地 について、引き続き、定期的な点検および修繕を行い、 利用者が安全 に利用できるよう維持管理に努めます。			
目標指標					目標指標			
目標指標	単位	基準値 (2018年度)	目標値 (2025年度)	目標値 (2030年度)	目標指標	単位	基準値 (2024年度)	目標値 (2030年度)
子育てしやすい環境にあると思う人 の割合(5年ごとにニーズ調査)	%	76.8	95.0	95.0	子育てしやすい環境にあると思う人 の割合(5年ごとにニーズ調査)	%	65.5 (2023年度)	95.0
保育所待機児童の数 (4月1日現在)	人	0	0	0	保育所待機児童の数 (4月1日現在)	人	0	0
産婦健康診査2回受診率	%	89.2	100	100	産婦健康診査2回受診率	%	85.4	100
新生児訪問時におけるエジンバラ産 後うつ病質問票が9点以上の産婦	%	11.5	9.0	9.0	新生児訪問時におけるエジンバラ産 後うつ病質問票が9点以上の産婦	%	5.3	5.0

の割合				
地域におけるこどもの居場所の数	か所	2	10	15

施策の展開

1.子育て支援環境の充実

- 主な取組
- ◇子育て世帯の多様なライフスタイルや考え方に応じた子育て支援サービスの充実

◇子育てに関する情報提供・相談体制の充実

◇教育・保育の利用希望に対応した提供体制の充実および施設整備

◇学校給食費など子育て家庭の経済的負担の軽減

◇ワーク・ライフ・バランスの推進

2.安心して子どもを産み育てる支援の充実

- 主な取組
- ◇妊産婦等の健康の保持増進

◇不安を感じる妊産婦に対する相談しやすい環境づくり

◇健やかな育児のための産後ケア事業の推進

◇不妊・不育症に対する支援の充実

◇妊婦やそのパートナーに対する子育て意識の醸成

3.困難を抱える子どもや家庭への支援

- 主な取組
- ◇子どもの貧困対策およびひとり親家庭への支援の充実

◇児童虐待の予防と早期発見への取組の強化

◇関係機関との連携によるサポート体制の強化

◇特定妊婦や虐待のリスクのある家庭等への相談支援体制の充実

4.家庭と地域における子育て支援

- 主な取組
- ◇各種情報発信等を通じた市民の子育て支援意識の醸成

◇地域における子どもの居場所づくりの促進

◇子育て学習センター等、親子の仲間づくりの場への参加促進

◇住民のさまざまな利用意向に応じた児童館の運営および児童遊園地の適切な維持管理

◇家庭や地域における食育の推進

関連個別計画

計画名	初年度	最終年度
赤穂市子ども・子育て支援事業計画		

の割合			
地域におけるこどもの居場所の数	か所	5	10

施策の展開

1.子育て支援環境の充実

- 主な取組
- ◇子育て世帯の多様なライフスタイルや考え方に応じた子育て支援サービスの充実

◇子育てに関する情報提供・相談体制の充実

◇教育・保育の利用希望に対応した提供体制の充実および施設整備

◇医療費や学校給食費など子育て家庭の経済的負担の軽減

◇ワーク・ライフ・バランスの推進

2.安心して子どもを産み育てる支援の充実

- 主な取組
- ◇妊産婦等の健康の保持増進

◇不安を感じる妊産婦に対する相談しやすい環境づくり

◇健やかな育児のための産後ケア事業の推進

◇不妊・不育症に対する支援の充実

◇妊婦やそのパートナーに対する子育て意識の醸成

◇妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援体制の充実

3.困難を抱える子どもや家庭への支援

- 主な取組
- ◇子どもの貧困対策およびひとり親家庭への支援の充実

◇児童虐待の予防と早期発見への取組の強化

◇関係機関との連携によるサポート体制の強化

◇特定妊婦や虐待のリスクのある家庭等への相談支援体制の充実

◇ヤングケアラーの早期発見、支援体制の強化

4.家庭と地域における子育て支援

- 主な取組
- ◇各種情報発信等を通じた市民の子育て支援意識の醸成

◇地域における子どもの居場所づくりの促進

◇子育て学習センター等、親子の仲間づくりの場への参加促進

◇住民のさまざまな利用意向に応じた児童館の運営および児童遊園地の利用状況を踏まえた適切な維持管理

関連個別計画

計画名	初年度	最終年度
赤穂市子ども計画	2025 年度 （令和7年度）	2029 年度 （令和 11 年度）

現行計画（前期基本計画）					変更計画（後期基本計画）			
【安心】 誰もが健やかに暮らせる安心と安全のまちづくり					【安心】 誰もが健やかに暮らせる安心と安全のまちづくり			
（１）誰もが安心して暮らせる地域社会の構築					（１）誰もが安心して暮らせる地域社会の構築			
③障がいの有無に関わらず尊重しあえる共生社会を実現する					③障がいの有無に関わらず尊重しあえる共生社会を実現する			
現状と課題					現状と課題			
○障がいのある人が抱える生活課題や福祉ニーズが多様化しており、それぞれのライフステージ等に対応した支援が必要です。   ○障がいのある人や家族等の高齢化が進んでおり、緊急時や親亡き後の生活への対応を見据えた体制整備が必要です。   ○障がいのある人が社会の一員として尊厳を持った生活が送れるよう、さまざまな障がいに対する理解促進が求められています。   ~~~~~   ~~~~~   ○発達段階に応じた支援を行うため、障がいのある子どもの早期発見と早期療育が必要です。					○障がいのある人が抱える生活課題や福祉ニーズが多様化しており、それぞれのライフステージ等に対応した支援が必要です。   ○障がいのある人や家族等の高齢化が進んでおり、緊急時や親亡き後の生活への対応を見据えた体制整備が必要です。   ○障がいのある人が社会の一員として尊厳を持った生活が送れるよう、さまざまな障がいに対する理解促進が求められています。   ○障がいの有無に関わらず全ての子どもが共に育つことができる環境を整備することが求められています。   ○発達段階に応じた支援を行うため、障がいのある子どもの早期発見と早期療育が必要です。			
施策の方針					施策の方針			
多様化する福祉ニーズに対応するため、障害福祉サービスをはじめとした生活支援サービス、経済的支援など幅広く障がいのある人を支える体制の充実に取り組みます。   障がいの有無に関わらず、お互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいや障がいのある人に対する理解を深め、市民・団体・事業者等と連携し、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるまちづくりに取り組みます。   障がいのある子どもの特性に応じた適切な療育の実施のため、保健・医療・福祉・教育などの関係機関と連携しながら、各種サービスや支援体制の充実を図り、子どもたちの健やかな成長につながるよう取り組みます。   ~~~~~   ~~~~~					多様化する福祉ニーズに対応するため、障害福祉サービスをはじめとした生活支援サービス、経済的支援など幅広く障がいのある人を支える体制の充実に取り組みます。   障がいの有無に関わらず、お互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいや障がいのある人に対する理解を深め、市民・団体・事業者等と連携し、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるまちづくりに取り組みます。   障がいのある子どもの特性に応じた適切な療育の実施のため、保健・医療・福祉・教育などの関係機関と連携しながら、各種サービスや支援体制の充実を図り、子どもたちの健やかな成長につながるよう取り組みます。また、生活に課題を抱えた人が、それぞれの状態に応じた支援を受け、社会的に自立し、安心して暮らせる支援体制の整備に取り組みます。			
目標指標					目標指標			
目標指標	単位	基準値 (2018 年度)	目標値 (2025 年度)	目標値 (2030 年度)	目標指標	単位	基準値 (2024 年度)	目標値 (2030年度)
福祉施設入所者の地域生活への移行	人	3	10	15	福祉施設入所者の地域生活への移行	人	1	8
福祉施設からの一般就労者数	人	10	12	13	福祉施設からの一般就労者数	人	3	13
~~~~~	~~~~~	~~~~~	~~~~~	~~~~~	手話奉仕員の養成	人	30	100

施策の展開

1.住み慣れた地域での生活支援

- 主な取組
- ◇多様化するニーズに対応する障害福祉サービスの充実
 - ◇障がいに関する相談体制と関係機関が連携した支援体制の充実
 - ◇障がいのある人の親亡き後の生活や医療的ケア児（者）に対応できる支援体制の整備
 - ◇障がいのある人の地域生活を支援するネットワークの促進

2.生きがいのある生活と社会参加の推進

- 主な取組
- ◇手話通訳者の派遣や移動支援の利用等による社会参加への促進
 - ◇スポーツや文化活動に参加する機会や情報の提供
 - ◇障がいのある人が能力に応じた就労ができる場の確保と就労環境の整備
 - ◇赤穂市障害福祉サービス事業所「さくら園」の運営による就労支援

3.障がいを理解し共生する社会づくりの推進

- 主な取組
- ◇障がいに対する理解を深める啓発の推進
 - ◇福祉の担い手の育成への支援
 - ◇障がいのある人とのコミュニケーション（手話、点字等）の普及啓発

4.障がいのある子どもへの支援

- 主な取組
- ◇乳幼児健診等における適切な支援と相談体制の充実
 - ◇支援を必要とする子どもの早期発見と早期療育実施
 - ◇赤穂市児童発達支援事業「あしたば園」の運営による早期療育

関連個別計画

計画名	初年度	最終年度
赤穂市障がい者福祉プラン		
赤穂市障がい児福祉計画		
赤穂市障がい福祉計画		

施策の展開

1.住み慣れた地域での生活支援

- 主な取組
- ◇多様化するニーズに対応する障害福祉サービスの充実
 - ◇障がいに関する相談体制と関係機関が連携した支援体制の充実
 - ◇障がいのある人の親亡き後の生活や医療的ケア児（者）に対応できる支援体制の整備
 - ◇障がいのある人の地域生活を支援するネットワークの促進

2.生きがいのある生活と社会参加の推進

- 主な取組
- ◇手話通訳者の派遣や移動支援の利用等による社会参加への促進
 - ◇スポーツや文化活動に参加する機会や情報の提供
 - ◇障がいのある人が能力に応じた就労ができる場の確保と就労環境の整備
 - ◇赤穂市障害福祉サービス事業所「さくら園」の運営による就労支援

3.障がいを理解し共生する社会づくりの推進

- 主な取組
- ◇障がいに対する理解を深める啓発の推進
 - ◇福祉の担い手の育成への支援
 - ◇障がいのある人とのコミュニケーション（手話、点字等）の普及啓発

4.障がいのある子どもへの支援

- 主な取組
- ◇乳幼児健診等における適切な支援と相談体制の充実
 - ◇支援を必要とする子どもの早期発見と早期療育実施
 - ◇赤穂市児童発達支援事業「あしたば園」の運営による早期療育

関連個別計画

計画名	初年度	最終年度
赤穂市障がい者福祉プラン	2024 年度 （令和 6 年度）	2029 年度 （令和 11 年度）
赤穂市障がい児福祉計画	2024 年度 （令和 6 年度）	2026 年度 （令和 8 年度）
赤穂市障がい福祉計画	2024 年度 （令和 6 年度）	2026 年度 （令和 8 年度）

現行計画（前期基本計画）					変更計画（後期基本計画）			
【安心】 誰もが健やかに暮らせる安心と安全のまちづくり					【安心】 誰もが健やかに暮らせる安心と安全のまちづくり			
（１）誰もが安心して暮らせる地域社会の構築					（１）誰もが安心して暮らせる地域社会の構築			
④高齢者が生きがいをもって健やかに暮らせる環境をつくる					④高齢者が生きがいをもって健やかに暮らせる環境をつくる			
現状と課題					現状と課題			
○高齢化の進展により、ひとり暮らし、老老介護、地域の中での孤立など、高齢者を取り巻く様々な生活環境への対応が求められています。					○一人暮らしや認知機能の低下等さまざまな要因を背景に、地域の中で人と人のつながりが希薄化し、高齢者が望まない孤独や孤立に陥ることが懸念されています。			
○高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施を推進し、高齢者一人ひとりの特徴に応じた健康づくりと介護予防等を通じた地域づくりを進めることが必要です。					○複合的な課題や生活上のニーズを抱える高齢人口が増加する一方、その支え手となる生産年齢人口（現役世代）の減少が見込まれており、介護人材の確保をはじめ高齢者の暮らしを社会全体で支える仕組みづくりや、高齢者自身の生きがいづくりが喫緊の課題となっています。			
○高齢者の経験や能力を活かし、地域で活躍できる環境づくりは、介護予防、生きがいづくりの視点からも求められています。					○高齢者の経験や能力を活かし、地域で活躍できる環境づくりは、介護予防、生きがいづくりの視点からも求められています。			
○高齢化と人口減少に伴い、介護の担い手が不足しており、人材の育成および確保のための取組が必要です。								
○複合的課題を抱える世帯が増加しており、地域全体で高齢者の生活を支えるシステムの推進が必要です。								
施策の方針					施策の方針			
高齢者の身体的、精神的および社会的な特性を踏まえ、高齢者一人ひとりの状況に応じたきめ細やかな保健事業と介護予防事業に取り組みます。					高齢者が住み慣れた地域で人生の最期まで自分らしい暮らしを続けられるよう、また、年齢で「支える側」「支えられる側」を画すのではなく、自らも社会活動を続け地域活動の担い手になるなど、高齢者が活躍できる地域共生社会の実現に取り組みます。			
高齢者が住み慣れた地域で、健康でいきいき暮らせるよう、生きがいづくりや健康づくりを推進するとともに、支援や介護が必要となっても安心して生活できるまちづくりを進めます。					高齢者が要介護状態にならないように、また、要介護状態になっても可能な限り健康な状態に戻るよう介護予防の推進を図ります。			
また、生活に課題を抱えた人が、それぞれの状態に応じた支援を受け、社会的に自立し、安心して暮らせる支援体制の整備に取り組みます。								
目標指標					目標指標			
目標指標	単位	基準値 (2019年度)	目標値 (2025年度)	目標値 (2030年度)	目標指標	単位	基準値 (2024年度)	目標値 (2030年度)
生活支援・介護予防サービス体制整備協議体の設置数	箇所	1	6	11				
赤穂市高齢者見守りネット協定事業者数	事業所	70	80	100	赤穂市高齢者見守りネット協定事業者数	事業所	75	93
後期高齢者医療保険健康診査受診率	%	19.0	21.0	23.0	後期高齢者医療保険健康診査受診率	%	18.5	23.0
介護予防リーダーが運営する活動団体数	団体	57	95	120				
	～		～	～	住民主体の通いの場に参加する高齢者の割合	%	5.2	8.0
	～		～	～	主観的健康感について、「よい」「まあよい」と思う人の割合	%	76.5 (2022年度)	77.0 (2028年度)

~~~~~				
-------	--	--	--	--

施策の展開

1.健康づくりと介護予防の一体的な推進

主な取組	◇効果的な健康づくり活動と保健事業の推進   ◇気軽に参加できる介護予防の場の拡充   ◇地域住民が主体となった介護予防活動の支援   ◇健康づくりと介護予防に関する知識の普及啓発   ◇認知症施策の推進   ~~~~~
------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

2.生きがいづくりと社会参加の推進

主な取組	◇老人クラブ活動への支援   ◇多様化する高齢者の生きがいづくりへの支援   ◇地域ぐるみで行うふれあい事業の推進
------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------

3.地域包括ケアシステムの推進

主な取組	◇地域包括支援センターを中心とした包括的な相談体制の充実   ◇切れ目のない介護予防・生活支援サービス提供体制の整備   ◇生活支援を担う人材の育成と活動の支援   ◇地域で支え、支えあう仕組みづくり   ◇関係機関との連携強化と推進   ◇高齢者を見守る支えるネットワーク体制の充実   ◇介護サービスの基盤整備と質の向上   ◇在宅福祉サービスの充実   ◇成年後見制度の利用促進
------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

関連個別計画

計画名	初年度	最終年度
赤穂市地域福祉計画		
赤穂市健康増進計画		
赤穂市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画		

(3年ごとにニーズ調査)

施策の展開

1.介護予防の推進

主な取組	◇効果的な健康づくり活動と保健事業の推進   ◇気軽に参加できる介護予防の場の拡充   ◇地域住民が主体となった介護予防活動の支援   ◇健康づくりと介護予防に関する知識の普及啓発   ◇認知症施策の推進   ◇健康づくりと介護予防の一体的な取組の推進
------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

2.生きがいづくりと社会参加の推進

主な取組	◇老人クラブ活動への支援   ◇多様化する高齢者の生きがいづくりへの支援   ◇地域ぐるみで行うふれあい事業の推進
------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------

3.地域包括ケアシステムの推進

主な取組	◇地域包括支援センターを中心とした包括的な相談体制の充実   ◇切れ目のない介護予防・生活支援サービス提供体制の整備   ◇生活支援を担う人材の育成と活動の支援   ◇地域で支え、支えあう仕組みづくり   ◇関係機関との連携強化と推進   ◇高齢者を見守る支えるネットワーク体制の充実   ◇介護サービスの基盤整備と質の向上   ◇在宅福祉サービスの充実   ◇成年後見制度の利用促進
------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

関連個別計画

計画名	初年度	最終年度
赤穂市地域福祉計画	2022 年度 (令和 4 年度)	2026 年度 (令和 8 年度)
赤穂市健康増進計画	2023 年度 (令和 5 年度)	2027 年度 (令和 9 年度)
赤穂市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画	2024 年度 (令和 6 年度)	2026 年度 (令和 8 年度)

現行計画（前期基本計画）					変更計画（後期基本計画）				
【安心】 誰もが健やかに暮らせる安心と安全のまちづくり					【安心】 誰もが健やかに暮らせる安心と安全のまちづくり				
（１）誰もが安心して暮らせる地域社会の構築					（１）誰もが安心して暮らせる地域社会の構築				
⑤社会保障制度を適切かつ健全に運営する					⑤社会保障制度を適切かつ健全に運営する				
現状と課題					現状と課題				
○医療保険制度は、市民のいのちと健康を保つ制度として安定的に運営していく必要があります。   ○国民健康保険制度は、被保険者の高齢化や医療技術の高度化に伴って1人当たり医療費が増加傾向にあり、事業運営は厳しい状況が続くものと見込まれるため、財政運営の安定化を推進していく必要があります。   ○制度改革に的確に対応するとともに、国民健康保険税・介護保険料および後期高齢者医療保険料の収入確保が必要です。   ○被保険者の生活の質の維持および向上を図り、医療費の伸びを抑制する観点から、生活習慣病の発症や重症化を予防する取組が必要です。   ○福祉医療費等助成制度の持続可能な制度運営により、障がいのある人やひとり親家庭等の健康保持と福祉の増進を図っていく必要があります。   ○高齢化等により自立が困難な被保護世帯への適切な支援が必要です。   ○生活を支える年金制度を安定させるため、制度に対する理解の促進に努める必要があります。					○医療保険制度は、市民のいのちと健康を保つ制度として安定的に運営していく必要があります。   ○国民健康保険制度は、被保険者の高齢化や医療技術の高度化に伴い、医療費が高い水準で推移するため、財政基盤を強化し、事業の安定化を図っていく必要があります。   ○制度改革への的確な対応とさらなる納付環境の整備による、国民健康保険税・介護保険料および後期高齢者医療保険料の収入確保が必要です。   ○被保険者の生活の質の維持および向上を図り、医療費の伸びを抑制する観点から、生活習慣病の発症や重症化を予防する取組が必要です。   ○福祉医療費等助成制度の持続可能な制度運営により、障がいのある人やひとり親家庭等の健康保持と福祉の増進を図っていく必要があります。   ○高齢化等により自立が困難な被保護世帯への適切な支援が必要です。   ○生活を支える年金制度を安定させるため、制度に対する理解の促進に努める必要があります。				
施策の方針					施策の方針				
国民健康保険制度・後期高齢者医療制度の適正かつ安定的な運営を推進するとともに、市民一人ひとりの主体的な健康づくりを支援することにより、生活習慣病の予防に取り組むなど、医療費の適正化に努めます。   また、今後も安心して医療を受けられるよう福祉医療費等助成制度の適正な運営に努めます。   市民が健康で文化的な生活を営めるよう、生活保護制度の周知と適正な運営に努めるとともに、安定した生活を送ることができるよう支援します。   日本年金機構等の関係機関と連携しながら、国民年金制度に対する正しい理解と関心を深め、制度改革についても理解を得られるよう周知を図ります。					多様な収納チャネルを整備することで保険料（税）収入を確保し、医療保険制度の適正かつ安定的な運営を推進するとともに、国民健康保険における「財政運営の県単位化」の趣旨の深化を図ります。また、市民一人ひとりの主体的な健康づくりを支援することにより、生活習慣病の予防に取り組むなど、医療費の適正化に努めます。   今後も安心して医療を受けられるよう福祉医療費等助成制度の適正な運営に努めます。   市民が健康で文化的な生活を営めるよう、生活保護制度の周知と適正な運営に努めるとともに、安定した生活を送ることができるよう支援します。   関係機関と連携しながら、国民年金制度に対する正しい理解と関心を深め、制度改革についても理解を得られるよう周知を図ります。				
目標指標					目標指標				
目標指標	単位	基準値 （2018年度）	目標値 （2025年度）	目標値 （2030年度）	目標指標	単位	基準値 （2024年度）	目標値 （2030年度）	
国民健康保険税収納率	%	71.80	72.50	73.00	国民健康保険税収納率	%	76.60	77.20	
後期高齢者医療保険料収納率	%	98.46	98.70	99.00	後期高齢者医療保険料収納率	%	98.87	99.20	
介護保険料収納率	%	95.34	95.50	96.00	介護保険料収納率	%	97.50	98.10	
一人当たり医療費	円	424,522	472,000	508,000	一人当たり医療費	円	500,622	508,000	

後発医薬品使用割合	%	77.20	78.60	79.60
-----------	---	-------	-------	-------

施策の展開

1.医療保険制度の適正な運営

主な取組	◇生活習慣病の発症・重症化予防のための保健事業の充実
	◇医療費適正化対策の推進
	◇被保険者の立場に立った納付しやすい環境整備

2.福祉医療費等助成制度の適切な運営

主な取組	◇福祉医療費等助成制度の周知
	◇県および関係部署と連携した適正な助成の実施

3.生活保護制度の適正な運営

主な取組	◇生活保護制度の周知
	◇生活保護法に基づく適正な保護の実施

4.国民年金制度の理解促進

主な取組	◇国民年金の各種制度の周知
	◇年金相談(姫路年金事務所出張相談、社会保険労務士による年金相談)の利用勧奨

関連個別計画

計画名	初年度	最終年度
赤穂市地域福祉計画		
赤穂市国民健康保険特定健康診査等実施計画		
赤穂市国民健康保険保健事業実施計画 (データヘルス計画)		
赤穂市健康増進計画		

特定健康診査受診率	%	35.1	60.0
-----------	---	------	------

施策の展開

1.医療保険制度の適正な運営

主な取組	◇生活習慣病の発症・重症化予防のための保健事業の充実
	◇国民健康保険における兵庫県内の保険料水準統一に向けた取組の円滑な実施
	◇医療費適正化対策の推進
	◇被保険者の立場に立った納付しやすい環境整備
	◇マイナ保険証を基本とする仕組みの適切な運用

2.福祉医療費等助成制度の適切な運営

主な取組	◇福祉医療費等助成制度の周知
	◇県および関係部署と連携した適正な助成の実施
	◇資格確認オンライン化に関する取組の適確な対応と受給資格の適切な更新および確認

3.生活保護制度の適正な運営

主な取組	◇生活保護制度の周知
	◇生活保護法に基づく適正な保護の実施

4.国民年金制度の理解促進

主な取組	◇国民年金の各種制度の周知
	◇年金相談(姫路年金事務所出張相談、社会保険労務士による年金相談)の利用勧奨

関連個別計画

計画名	初年度	最終年度
赤穂市地域福祉計画	2022 年度 (令和 4 年度)	2026 年度 (令和 8 年度)
赤穂市国民健康保険特定健康診査等実施計画	2024年度 (令和6年度)	2029年度 (令和11年度)
赤穂市国民健康保険保健事業実施計画 (データヘルス計画)	2024年度 (令和6年度)	2029年度 (令和11年度)
赤穂市健康増進計画	2023 年度 (令和 5 年度)	2027 年度 (令和 9 年度)

現行計画（前期基本計画）					変更計画（後期基本計画）			
【安心】 誰もが健やかに暮らせる安心と安全のまちづくり					【安心】 誰もが健やかに暮らせる安心と安全のまちづくり			
（２）健康づくりの推進といのちを守る地域医療の充実					（２）健康づくりの推進といのちを守る地域医療の充実			
⑥市民一人ひとりの主体的な健康づくりを支援する					⑥市民一人ひとりの主体的な健康づくりを支援する			
現状と課題					現状と課題			
○生涯を通じて誰もが心身とも健康で、いきいきと暮らせるための環境づくりが求められています。   ○本市での死亡原因が第１位のがんについて、早期発見・早期治療による救命が重要であるため、がん検診の受診率の 向上が必要です。   ○国内におけるさまざまな感染症の流行を踏まえ、疾病の発症・重症化を予防するために必要な予防接種の接種率向上を図ることが必要です。また、市民が免疫を獲得していない新型インフルエンザなどによる感染症のまん延が懸念されるため、平時からの対応策の構築が必要です。   ○本市における自殺死亡率は、国や県と比較するとおおむね低く推移しているものの、ライフステージに応じた自殺対策の推進が求められています。					○生涯を通じて誰もが心身とも健康で、いきいきと暮らせるための環境づくりが求められています。   ○本市での死亡原因が第１位のがんについて、早期発見・早期治療による救命が重要で <b>すが</b>、がん検診の受診率 <b>は依然として低く、その</b> 向上が必要です。   ○国内におけるさまざまな感染症の流行を踏まえ、疾病の発症・重症化を予防するために必要な予防接種の接種率向上を図ることが必要です。また、市民が免疫を獲得していない新型インフルエンザ <b>等</b> による感染症のまん延が懸念されるため、平時からの対応策の構築が必要です。   ○本市における自殺死亡率は、国や県と比較するとおおむね低く推移しているものの、ライフステージに応じた自殺対策の推進が求められています。			
施策の方針					施策の方針			
誰もが住み慣れた地域で、健康でいきいきと暮らしていけるまちづくりを目指し、生涯を通じて自立した生活を送れるよう、ライフステージに応じた健康づくり活動を推進します。   また、新型インフルエンザ等さまざまな感染症の流行に備え、感染症の予防と普及啓発に努めます。   近年、健康問題、経済・生活問題などが原因で自殺に追い込まれるという危機が生じていることから、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指し、相談支援体制の充実に取り組みます。					誰もが住み慣れた地域で、健康でいきいきと暮らしていけるまちづくりを目指し、生涯を通じて自立した生活を送れるよう、ライフステージに応じた健康づくり活動を推進します。   また、新型インフルエンザ等さまざまな感染症の流行に備え、感染症の予防と普及啓発に努めます。   近年、健康問題、経済・生活問題などが原因で自殺に追い込まれるという危機が生じていることから「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指し、相談支援体制の充実に取り組みます。			
目標指標					目標指標			
目標指標	単位	基準値 (2018 年度)	目標値 (2025 年度)	目標値 (2030 年度)	目標指標	単位	基準値 (2024 年度)	目標値 (2030年度)
健康寿命の延伸（県が5年ごとに算定）男性	歳	79.65 (2015 年度)	平均寿命の増加分を上回る健康寿命の増加	平均寿命の増加分を上回る健康寿命の増加	健康寿命の延伸（県が 5 年ごとに算定）男性	歳	<b>80.29</b>	平均寿命の増加分を上回る健康寿命の増加
健康寿命の延伸（県が5年ごとに算定）女性	歳	84.28 (2015年度)	平均寿命の増加分を上回る健康寿命の増加	平均寿命の増加分を上回る健康寿命の増加	健康寿命の延伸（県が 5 年ごとに算定）女性	歳	<b>84.99</b>	平均寿命の増加分を上回る健康寿命の増加
がん検診受診率 胃がん	%	9.5	<u>50.0</u>	55.0	がん検診受診率 胃がん	%	<b>9.3</b>	55.0
がん検診受診率 肺がん	%	24.3	<u>50.0</u>	55.0	がん検診受診率 肺がん	%	<b>21.4</b>	55.0
がん検診受診率 大腸がん	%	22.8	<u>50.0</u>	55.0	がん検診受診率 大腸がん	%	<b>20.4</b>	55.0
がん検診受診率 <u>子宮頸がん</u>	%	21.3	<u>50.0</u>	55.0	がん検診受診率 <b>子宮がん</b>	%	<b>21.9</b>	55.0
がん検診受診率 乳がん	%	20.5	<u>50.0</u>	55.0	がん検診受診率 乳がん	%	<b>21.8</b>	55.0
ゲートキーパー研修受講人数	人	92	<u>302</u>	<u>452</u>	ゲートキーパー研修受講人数	人	<b>336</b>	<b>516</b>

施策の展開

1.健康づくりの推進

主な取組

◇ライフステージに応じた健康づくり活動の推進

◇健康的な生活習慣を目指した食育の推進

◇健康づくり無関心層を含めた健康づくり施策の推進

◇歯と口腔機能の維持を目指した歯科保健対策の推進

◇健康の増進に関する正しい知識の普及

2.生活習慣病予防の推進

主な取組

◇特定健診・特定保健指導実施率の向上

◇がん検診受診率の向上

◇糖尿病重症化予防事業等による生活習慣病予防対策の推進

3.感染症予防の推進

主な取組

◇感染症予防対策の推進

◇平時からの新型インフルエンザ等の予防に関する普及啓発

◇新型インフルエンザ等新たな感染症に対応するため関係機関との連携強化

4.こころの健康づくり

主な取組

◇自殺対策の充実

◇こころの健康に関する相談支援体制の充実

関連個別計画

計画名	初年度	最終年度
赤穂市地域福祉計画		
赤穂市自殺対策計画		
赤穂市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画		
赤穂市障がい者福祉長期計画		
赤穂市新型インフルエンザ住民接種計画		
赤穂市健康増進計画		

施策の展開

1.健康づくりの推進

主な取組

◇ライフステージに応じた健康づくり活動の推進

◇健康的な生活習慣を目指した食育の推進

◇健康づくり無関心層を含めた健康づくり施策の推進

◇歯と口腔機能の維持を目指した歯科保健対策の推進

◇健康の増進に関する正しい知識の普及

◇ナッジ理論を活用した健康づくり施策の推進

2.生活習慣病予防の推進

主な取組

◇特定健診・特定保健指導実施率の向上

◇がん検診受診率の向上

◇糖尿病重症化予防事業等による生活習慣病予防対策の推進

3.感染症予防の推進

主な取組

◇感染症予防対策の推進

◇平時からの新型インフルエンザ等の予防に関する普及啓発

◇新型インフルエンザ等新たな感染症に対応するため関係機関との連携強化

4.こころの健康づくり

主な取組

◇自殺対策の充実

◇こころの健康に関する相談支援体制の充実と人材の育成

関連個別計画

計画名	初年度	最終年度
赤穂市地域福祉計画	2022 年度 (令和 4 年度)	2026 年度 (令和 8 年度)
赤穂市自殺対策計画	2019 年度 (令和元年度)	2028 年度 (令和 10 年度)
赤穂市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画	2024 年度 (令和 6 年度)	2026 年度 (令和 8 年度)
赤穂市障がい者福祉長期計画	2024 年度 (令和 6 年度)	2029 年度 (令和 11 年度)
赤穂市健康増進計画	2023 年度 (令和 5 年度)	2027 年度 (令和 9 年度)

赤穂市 <u>子ども子育て支援事業計画</u>			赤穂市 <u>こども</u> 計画	2025 年度 (令和 7 年度)	2028 年度 (令和 10 年度)
赤穂市国民健康保険特定健康診査等実施計画			赤穂市国民健康保険特定健康診査等実施計画	2024 年度 (令和 6 年度)	2029 年度 (令和 11 年度)
赤穂市新型インフルエンザ等対策行動計画			赤穂市新型インフルエンザ等対策行動計画	2015 年度 (平成27 年度)	2025 年度 (令和 7 年度)

現行計画（前期基本計画）					変更計画（後期基本計画）				
【安心】 誰もが健やかに暮らせる安心と安全のまちづくり					【安心】 誰もが健やかに暮らせる安心と安全のまちづくり				
（２）健康づくりの推進といのちを守る地域医療の充実					（２）健康づくりの推進といのちを守る地域医療の充実				
⑦市民が安心できる地域医療体制をつくる					⑦市民が安心できる地域医療体制をつくる				
現状と課題					現状と課題				
○地域における効率的かつ効果的な医療提供体制を維持するためには、各医療機関の連携強化が求められています。   ○高齢化に対応するために、包括的かつ継続的な在宅医療・介護の提供が求められています。   ○市民病院は、地域医療支援病院、がん診療連携拠点病院、災害拠点 病院、第２種感染症指定医療機関としての機能を有していることから、今後も地域医療の拠点として機能の継続が求められています。   ○市民病院は、常勤医師不足と診療科偏在の解消を目指すとともに、西播磨地域の最後の砦として高度医療の実施による地域完結型医療を提供するために、近隣医療機関等と連携することが必要です。					○地域における効率的かつ効果的な医療提供体制を維持するためには、各医療機関の連携強化が求められています。   ○高齢化の進展に伴う、医療・介護ニーズの高まりに対応するため、在宅医療と介護の一体的な提供の強化が求められています。   ○市民病院は、地域医療支援病院、地域がん診療 病院、地域災害拠点病院、第2種感染症指定医療機関など の機能を有していることから、今後も地域医療の拠点として機能の継続が求められています。   ○市民病院は、医師・看護等の確保と診療科偏在の解消を目指すとともに、近隣医療機関等との連携を強化し、地域完結型医療の提供を目指すこと が必要 です。   ○市民病院は、人口減少やコロナ禍を経た受療動向の変容などによる患者数減少のほか、医療従事者の不足などにより、経営環境は非常に厳しい状況にあるため、医療従事者の確保や紹介患者確保等による収入増、経費削減による費用抑制など経営改善への取組に加えて、今後の病院運営に対する検討が必要です。				
施策の方針					施策の方針				
医療・介護・保健・福祉の機関が互いに連携し、市民が安心して適切な医療を受けることができるよう地域医療体制の充実を図ります。また、かかりつけ医・かかりつけ歯科医・かかりつけ薬局を持つことを啓発します。   市民病院では、人口減少と高齢化 に伴う医療ニーズの変化、患者が求める医療の高度化、多様化が進む中、   救急医療への積極的な関わりを持ち、2022年度（令和４年度）開設予定の県立はりま姫路総合医療センター（仮称）など近隣医療機関等と連携強化を図り、西播磨地域の中核病院としての医療提供の実現を進めます。					医療・介護・保健・福祉の機関が互いに連携し、市民が安心して適切な医療を受けることができるよう地域医療体制の充実を図ります。また、かかりつけ医・かかりつけ歯科医・かかりつけ薬局を持つことを啓発します。   人口減少と高齢化の進展に伴う医療需要等が変化する一方、医療の高度化、多様化が進み、地域医療構想を踏まえた市および地域全体での医療提供体制の構築が求められる中、市民病院では救急医療への積極的な関わりを持ち、 県立はりま姫路総合医療センターなどの 近隣医療機関等と連携強化を図り、西播磨地域の中核病院としての医療の提供に努めます。   今後の市民病院の運営にあたって、医療従事者を確保するとともに経営形態など最適な方向性を見出し、持続可能な地域医療提供体制の確立に努めます。				
目標指標					目標指標				
目標指標	単位	基準値 （2018年度）	目標値 （2025年度）	目標値 （2030年度）	目標指標	単位	基準値 （2024年度）	目標値 （2030年度）	
健診センター利用者数	人	9,609	10,300	10,800	健診センター利用者数（新型コロナワクチン予防接種を除く）	人	10,739	12,000	
医療機関から市民病院への紹介件数	人	6,987	7,200	7,400	医療機関から市民病院への紹介件数	人	6,841	7,400	

市民病院から医療機関への逆紹介件数		人	6,903	7,200	7,400
施策の展開					
Ⅰ.在宅医療提供体制の充実					
主な取組		◇「かかりつけ医」の必要性の啓発 ◇医療・介護・福祉の連携強化 ◇在宅療養を支える入院医療体制の確保 ◇看取りを含めた終末期を迎えるための体制づくり			
2.救急医療体制の充実					
主な取組		◇医療機関と消防の連携および広域救急医療体制の充実 ◇市民病院において、救急告示病院および一般・小児の救急輪番体制を維持し、二次救急医療体制の充実 ◇消防からの救急要請に対する受入体制の強化			
3.市民病院の安定運営					
主な取組		◇常勤医師の確保等による診療体制の充実  ◇医師会、歯科医師会、薬剤師会 などの連携による地域医療体制の推進 ◇産科医師の確保と産後ケア体制の充実 ◇人間ドック、PET－CT検診等などの予防医学の充実 ◇兵庫県赤穂健康福祉事務所を中心とした感染症に係る医療体制の強化 ◇西播磨地域の中核病院としての機能充実と医療需要を加味した経営			
関連個別計画					
計画名		初年度		最終年度	
赤穂市健康増進計画					
赤穂市民病院改革プラン					
赤穂市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画					

市民病院から医療機関への逆紹介件数		人	6,179	7,400
施策の展開				
Ⅰ.在宅医療提供体制の充実				
主な取組		◇「かかりつけ医」の必要性の啓発 ◇切れ目のない在宅医療・介護の提供体制の強化 ◇在宅療養を支える入院医療体制の確保		
2.救急医療体制の充実				
主な取組		◇医療機関と消防の連携および広域救急医療体制の充実 ◇市民病院において、救急告示病院および一般・小児の救急輪番体制を維持し、二次救急医療体制の確保 ◇消防からの救急要請に対する受入体制の強化		
3.市民病院の安定運営				
主な取組		◇医師・看護師等の確保と働き方改革の推進等による診療体制の維持（産科医の確保・産後ケアの充実） ◇医師会、歯科医師会、薬剤師会等との連携による地域医療体制の確保  ◇人間ドック、各種健康診断 などの予防医学の充実 ◇兵庫県赤穂健康福祉事務所を中心とした感染症に係る医療体制の強化 ◇西播磨地域の中核病院としての役割・機能の最適化等を図り、持続可能な地域医療提供体制を維持するための経営健全化を推進 ◇市民病院の経営形態について、地方公営企業法全部適用の継続を含め、地方独立行政法人、指定管理者、民間譲渡などあらゆる選択肢を検討		
関連個別計画				
計画名		初年度		最終年度
赤穂市健康増進計画		2023 年度 （令和 5 年度）		2027 年度 （令和 9 年度）
赤穂市民病院公立病院経営強化プラン		2024 年度 （令和 6 年度）		2027 年度 （令和 9 年度）
赤穂市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画		2024 年度 （令和 6 年度）		2026 年度 （令和 8 年度）

現行計画（前期基本計画）					変更計画（後期基本計画）				
【安心】 誰もが健やかに暮らせる安心と安全のまちづくり					【安心】 誰もが健やかに暮らせる安心と安全のまちづくり				
（3）安全な暮らしを実現する強靱な都市基盤の整備					（3）安全な暮らしを実現する強靱な都市基盤の整備				
⑧災害に強い安全で強靱なまちをつくる					⑧災害に強い安全で強靱なまちをつくる				
現状と課題					現状と課題				
○南海トラフ地震や山崎断層帯地震などによる災害に備えた海岸・河川の施設整備が必要です。   ○市内の住宅の耐震化率は全国平均に比べて低い水準となっているため、住宅の耐震化を計画的に進めることが一層必要となっています。   ○密集市街地の防災力の向上に向けた都市基盤の整備が求められています。   ○従来の経験やデータが通用しない予想を超える台風や豪雨による風水害・土砂災害が増加しており、減災力の向上のための環境整備が求められています。   ○農業従事者の減少および高齢化による、ため池等の管理体制の弱体化への適切な対応が求められています。   ○災害の多様化、大規模化により、公助だけではなく積極的な自助共助が求められています。   ○山地災害に関する知識や防災意識の向上に向けた普及啓発が求められています。   ○ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯などの災害弱者への支援体制の充実を図ることが必要です。   ○災害発生時に円滑な対応がとれるように、関係機関との十分な連携・協力体制の構築が求められています。					○南海トラフ地震や山崎断層帯地震などによる災害に備えた海岸・河川の施設整備が必要です。   ○市内の住宅の耐震化率は全国平均に比べて低い水準となっているため、住宅の耐震化を計画的に進めることが一層必要となっています。   ○密集市街地の防災力の向上に向けた都市基盤の整備が求められています。   ○従来の経験やデータが通用しない予想を超える台風や豪雨による風水害・土砂災害が増加しており、減災力の向上のための環境整備が求められています。   ○局地的な集中豪雨への対応として、ため池の洪水調節機能が発揮されるよう、ため池の治水活用を推進することが求められています。   ○災害の多様化、大規模化により、公助だけではなく積極的な自助共助が求められています。   ○山地災害に関する知識や防災意識の向上に向けた普及啓発が求められています。   ○ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯などの災害弱者への支援体制の充実を図ることが必要です。   ○災害発生時に円滑な対応がとれるように、関係機関との十分な連携・協力体制の構築が求められています。				
施策の方針					施策の方針				
誰もが安心して暮らせるように、風水害、地震などの自然災害から市民の生命と財産、生活を守るため、国・県との連携により、海岸・河川などの施設整備や密集市街地の 狭きょうあい道路の拡幅整備等の環境整備を図るとともに、住宅の耐震化を促進します。   また、市民の防災意識や地域防災力・減災力の向上を含めた防災体制の確立を図るため、赤穂市地域防災計画およびハザードマップ等を適時適切に見直し、マイ避難カードの作成や近年の災害事例を教訓とした防災意識の高揚や避難行動要支援者に対する支援体制の充実を図り、市民が地域で取り組む実情に応じた防災づくりを支援します。					誰もが安心して暮らせるように、風水害、地震などの自然災害から市民の生命と財産、生活を守るため、国・県との連携により、海岸・河川などの施設整備や密集市街地の狭あい道路の拡幅整備等の環境整備を図るとともに、住宅の耐震化を促進します。   また、市民の防災意識や地域防災力・減災力の向上を含めた防災体制の確立を図るため、赤穂市地域防災計画およびハザードマップ等を適時適切に見直し、マイ避難カードの作成や近年の災害事例を教訓とした防災意識の高揚や避難行動要支援者に対する支援体制の充実を図り、市民が地域で取り組む実情に応じた防災づくりを支援します。				
目標指標					目標指標				
目標指標	単位	基準値 (2018 年度)	目標値 (2025 年度)	目標値 (2030 年度)	目標指標	単位	基準値 (2024 年度)	目標値 (2030年度)	
耐震性が確保された住宅の割合	%	83.0	97.0	99.0	耐震性が確保された住宅の割合	%	91.9	99.0	
密集市街地の狭あい道路の拡幅整備延長	m	708	1,142	1,246	密集市街地の狭あい道路の拡幅整備延長	m	833	1,246	
ため池ハザードマップの作成数	箇所	14	20	22	県の指定貯水施設へ指定されたため池数	箇所	2	7	
雨水ポンプ場の耐震施設	箇所	2	5	5	雨水ポンプ場の耐震施設	箇所	4	5	

赤穂市防災情報ネット(ひょうご防災ネット)登録数	人	5,895	8,000	9,500
個別支援計画作成数	件	58 (2019年度)	108	158

赤穂市防災情報ネット(ひょうご防災ネット)登録数	人	11,378	14,000
個別避難計画作成数	件	67	367

施策の展開

1.防災インフラの整備促進

主な取組

◇海岸防波堤(海岸保全施設)の定期点検(5年ごと)および計画的な維持管理

◇県と連携した防潮設備等の整備促進

◇県と連携した河川未整備区間の早期完成および河道内樹木伐採と堆積土砂除去による流下能力の確保

◇災害予測される箇所の把握と事前防止対策の実施

◇雨水排水施設の計画的な更新と耐震化の推進

2.強靱な市街地の整備促進

主な取組

◇耐震性のない住宅に対する意識啓発活動の実施

◇住宅の簡易耐震診断の推進

◇耐震改修工事費等補助金の交付

◇密集市街地の狭あい道路の拡幅整備

3.治山・治水事業の推進

主な取組

◇ため池の適正な維持管理および講習会の開催

◇排水機場の計画的な改築・施設更新による適切な維持管理

◇頭首工・樋門等の農業用施設の定期的な点検による適切な維持管理

◇県と連携した治山事業や荒廃林整備の推進

◇県・市・警察・消防・地元自治会等の関係者による防災パトロールの実施

4.地域防災力の向上および防災体制の充実

主な取組

◇実際の災害を想定した防災訓練や情報伝達訓練の実施

◇自主防災組織の育成強化および地域防災リーダーの養成

◇赤穂市防災情報ネット(ひょうご防災ネット)、赤穂市公式 LINE 等の活用による情報発信

◇避難行動要支援者情報の把握

◇自主防災組織等による個別支援計画の作成促進

◇防災情報の提供体制の整備・充実

◇防災備蓄品の確保・充実

◇業務継続・受援体制の整備

施策の展開

1.防災インフラの整備促進

主な取組

◇海岸防波堤(海岸保全施設)の定期点検(5年ごと)および計画的な維持管理

◇県と連携した防潮設備等の整備促進

◇県と連携した河川未整備区間の早期完成および河道内樹木伐採と堆積土砂除去による流下能力の確保

◇災害予測される箇所の把握と事前防止対策の実施

◇雨水排水施設の計画的な更新と耐震化の推進

2.強靱な市街地の整備促進

主な取組

◇耐震性のない住宅に対する意識啓発活動の実施

◇住宅の簡易耐震診断の推進

◇耐震改修孤児秘湯補助金の交付

◇密集市街地の狭あい道路の拡幅整備

3.治山・治水事業の推進

主な取組

◇地元連携を図りながら、ため池を活用した治水対策への取組を推進

◇ため池の適正な維持管理および講習会の開催

◇排水機場の計画的な改築・施設更新による適切な維持管理

◇頭首工・樋門等の農業用施設の定期的な点検による適切な維持管理

◇県と連携した治山事業や荒廃林整備の推進

◇県・市・警察・消防・地元自治会等の関係者による防災パトロールの実施

4.地域防災力の向上および防災体制の充実

主な取組

◇実際の災害を想定した防災訓練や情報伝達訓練の実施

◇自主防災組織の育成強化および地域防災リーダーの養成

◇赤穂市防災情報ネット(ひょうご防災ネット)、赤穂市公式 LINE 等の活用による情報発信

◇避難行動要支援者情報の把握

◇自主防災組織等による個別避難計画の作成促進

◇防災情報の提供体制の整備・充実

◇防災備蓄品の確保・充実

◇市民に対する事前備蓄の啓発活動の実施

◇災害時応援協定締結による協力体制の確保

17

関連個別計画		
計画名	初年度	最終年度
赤穂市強靱化計画		
赤穂市国民保護計画		
赤穂市耐震改修促進計画		
赤穂市災害時受援計画		
下水道ストックマネジメント計画		
赤穂市地域防災計画		
赤穂市地域福祉計画		
赤穂市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画		
赤穂市下水道総合地震対策計画		

関連個別計画		
計画名	初年度	最終年度
赤穂市強靱化計画	2021 年度 (令和 3 年度)	2025 年度 (令和 7 年度)
赤穂市国民保護計画	2018 年度修正 (平成 30 年度)	期間なし
赤穂市耐震改修促進計画	2016 年度 (平成 28 年度)	2025 年度 (令和 7 年度)
赤穂市災害時受援計画	2020 年度 (令和 2 年度)	期間なし
下水道ストックマネジメント計画	2025 年度 (令和 7 年度)	2029 年度 (令和 11 年度)
赤穂市地域防災計画	2019 年度 (令和元年度)	期間なし
赤穂市地域福祉計画	2022 年度 (令和 4 年度)	2026 年度 (令和 8 年度)
赤穂市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画	2024 年度 (令和 6 年度)	2026 年度 (令和 8 年度)
赤穂市下水道総合地震対策計画	2024 年度 (令和 6 年度)	2028 年度 (令和 10 年度)

現行計画（前期基本計画）					変更計画（後期基本計画）				
【安心】 誰もが健やかに暮らせる安心と安全のまちづくり					【安心】 誰もが健やかに暮らせる安心と安全のまちづくり				
（3）安全な暮らしを実現する強靱な都市基盤の整備					（3）安全な暮らしを実現する強靱な都市基盤の整備				
⑨安心な暮らしを支える消防・救急体制をつくる					⑨安心な暮らしを支える消防・救急体制をつくる				
現状と課題					現状と課題				
○人口減少 社会に対応した効果的な消防・救急体制づくりが求められています。   ○女性の消防職・団員の活動体制の充実によるきめ細やかなサービスの向上が必要です。   ○人口減少や団員の高齢化などにより消防団員数が減少しているため、団員の確保に向けた取組が必要です。   ○小規模社会福祉施設 など新しい形態の施設に対する適切な防火指導が必要です。   ○危険物施設の老朽化による事故防止対策等の取組が求められています。   ○大規模な火災 や事故等に対する備えのさらなる強化が必要です。					○人口減少・高齢化 社会に対応した効果的な消防・救急体制づくりが求められています。   ○女性の消防職・団員の活動体制の充実による住民サービスの向上が求められています。   ○人口減少や団員の高齢化などにより消防団員数が減少しているため、団員の確保に向け、大学生を含めた若年層のさらなる入団促進が必要です。   ○小規模飲食店、福祉施設、民泊施設など新しい形態の施設に対する適切な防火指導が必要です。   ○災害の多様化、大規模化により、公助だけではなく積極的な自助共助が求められています。   ○危険物施設の老朽化による事故防止対策等の取組が求められています。   ○大規模な自然災害や事故等に対する備えのさらなる強化が必要です。   ○増加傾向にある救急需要に適切に対応する取組が求められています。				
施策の方針					施策の方針				
人口減少や災害の多様化 など社会環境の変化を踏まえて、消防車両・資機材等の 計画的な更新整備を図るとともに、ドローン操縦士資格取得者を養成するなど、迅速・的確・確実な災害対応ができる消防・救急体制づくりに努めます。   また、自治会や事業所、大学などに働きかけ消防団員の確保を図るとともに、消防団OBが消防団活動を支援できる体制を整備し、さらには、消防団詰所を計画的に順次建て替え、 団員の活動体制の充実に努めます。   市民の防火意識の高揚を図るとともに、物品販売店舗や宿泊施設、飲食店など多数の人が出入りする建物および危険物施設等において、効果的な火災予防の推進を図ります。   自主防災組織の育成強化に取り組み、災害時に地域で助け合えるシステムの構築を推進します。					人口減少や高齢化社会、さらには災害の多様化・大規模化 など社会環境の変化を踏まえて、消防車両・資機材等の効果的かつ計画的な更新整備を図るとともに、ドローン操縦士資格取得者を養成するなど、迅速・的確・確実な災害対応ができる消防・救急体制づくりに努めます。   また、自治会や事業所、大学などに働きかけ消防団員の確保を図るとともに、消防団OBが消防団活動を支援できる体制および消防団装備の整備や、消防団詰所の計画的な建て替えなど、団員の活動体制の充実に努めます。   市民の防火意識の高揚を図るとともに、物品販売店舗や宿泊施設、飲食店など多数の人が出入りする建物および危険物施設等において、効果的な火災予防の推進を図ります。   自主防災組織の育成強化に取り組み、災害時に地域で助け合えるシステムの構築を推進します。   増加傾向にある救急需要に対して、予防救急の普及啓発や救急車の適正利用の広報に努めます。				
目標指標					目標指標				
目標指標	単位	基準値 (2018 年度)	目標値 (2025 年度)	目標値 (2030 年度)	目標指標	単位	基準値 (2024 年度)	目標値 (2030年度)	
消防訓練、防火・防災講習会参加人員	人	2,297	2,700	3,000	消防訓練、防火・防災講習会参加人員	人	1,208	2,200	
活動救急救命士数	人	36	39	42	活動救急救命士数	人	40	42	
応急手当等講習会開催数	回	120	125	130	応急手当等講習会開催数	回	84	130	
消防団詰所建て替え数	棟	3	5	7	消防団詰所建て替え数	棟	5	7	
消防団員数	人	587	620	620	消防団員数	人	561	620	

			消防用設備点検報告率		%	55.8	70.0
施策の展開							
Ⅰ.効果的な消防・救急体制の推進							
主な取組	◇女性の消防職・団員の活動体制づくりの推進 ◇消防の広域化または消防指令業務の共同運用の検討 ◇消防団詰所の整備 ◇救急業務高度化の推進 ◇救急救命士の養成 ◇ドローン操縦士取得者の養成						
2.消防団員確保の推進							
主な取組	◇消防団員の入団促進 ◇団員の福利厚生の実施 ◇団員安全装備品の整備						
3.事業所や危険物施設における防火対策の推進							
主な取組	◇立入検査の実施 ◇違反事業所への違反是正指導 ◇専門的知識を有する職員の育成						
4.消防車両・資機材、通信指令設備の充実							
主な取組	◇消防車両の計画的整備 ◇消防救急装備品の充実 ◇通信指令設備の維持管理						
5.市民の災害対応能力と防災意識の向上および応急手当の普及推進							
主な取組	◇防火防災訓練の実施 ◇自主防災組織と消防団との連携強化 ◇応急手当の普及を推進し、市民による病院到着前救護体制の構築						
関連個別計画							
計画名		初年度		最終年度			
赤穂市消防計画							

消防用設備点検報告率			%	55.8	70.0
施策の展開					
Ⅰ.効果的な消防・救急体制の推進					
主な取組	◇女性の消防職・団員の活動体制づくりの推進 ◇消防の広域化または消防指令業務の共同運用の検討 ◇消防団詰所の整備 ◇救急業務高度化の推進 ◇救急救命士の養成 ◇ドローン操縦士取得者の養成 ◇各種訓練の充実				
2.消防団員確保の推進					
主な取組	◇消防団員の入団促進、赤穂市学生消防団活動認証制度の普及活用 ◇団員の福利厚生の実施 ◇団員安全装備品の整備				
3.事業所や危険物施設における防火対策の推進					
主な取組	◇立入検査の実施 ◇違反事業所への違反是正指導 ◇専門的知識を有する職員の育成				
4.消防車両・資機材、通信指令設備の充実					
主な取組	◇消防車両の計画的整備 ◇消防救急装備品の充実 ◇通信指令設備の維持管理				
5.市民の災害対応能力と防災意識の向上および応急手当の普及推進					
主な取組	◇防災情報の提供体制の整備・充実 ◇防火防災訓練の実施 ◇自主防災組織と消防団との連携強化 ◇応急手当の普及を推進し、市民による病院前救護体制の構築 ◇高齢者等に対する予防救急の普及推進や救急車の適正利用の啓発				
関連個別計画					
計画名		初年度		最終年度	
赤穂市消防計画		1997年度 （平成9年度）		期間なし	

現行計画（前期基本計画）					変更計画（後期基本計画）			
【安心】 誰もが健やかに暮らせる安心と安全のまちづくり					【安心】 誰もが健やかに暮らせる安心と安全のまちづくり			
（3）安全な暮らしを実現する強靱な都市基盤の整備					（3）安全な暮らしを実現する強靱な都市基盤の整備			
⑩交通事故や犯罪のない安全な暮らしを実現する					⑩交通事故や犯罪のない安全な暮らしを実現する			
現状と課題					現状と課題			
○通学路等における子どもの交通事故防止のため、危険箇所を把握し、交通安全対策を進めることが必要です。					○通学路等における子どもの交通事故防止のため、通学路交通安全プログラムに基づき、交通安全対策を進めることが必要です。			
○高齢者による自動車運転事故防止のため、認識しやすい交通安全施設を整備することが必要です。					○高齢者による自動車運転事故防止のため、認識しやすい交通安全施設を整備することが必要です。			
○地域の防犯および交通安全のため、自治会管理外灯の設置やLED化による安全な環境づくりが必要です。					○地域の防犯および交通安全のため、自治会管理外灯の設置やLED化による安全な環境づくりが必要です。			
○窃盗・傷害などといった犯罪をはじめ、高齢者を狙った特殊詐欺や子どもが巻き込まれる犯罪への懸念から、地域で犯罪抑止に取り組むことが必要です。					○窃盗・傷害などといった犯罪をはじめ、高齢者だけでなく幅広い世代を狙った特殊詐欺や子どもが巻き込まれる犯罪への懸念から、地域で犯罪抑止に取り組むことが必要です。			
○犯罪被害者等が受けた精神的被害の早期回復・軽減とともに日常生活を守ることが必要です。					○犯罪被害者等が受けた精神的被害の早期回復・軽減とともに日常生活を守ることが必要です。			
○消費生活の安全確保のため、消費者教育・啓発や消費生活相談窓口の充実が必要です。					○消費生活の安全確保のため、消費者教育・啓発やDX（デジタル・トランスフォーメーション）を通じた消費生活相談の窓口の充実が必要です。			
施策の方針					施策の方針			
警察・交通安全協会等と連携し、市民の交通安全意識の向上や交通安全施設の整備を図り、交通事故のないまちを目指します。また、地域における防犯灯および防犯カメラ整備や防犯活動を推進し、市民の防犯意識の向上を図るとともに、犯罪被害者等への支援内容の充実に向けた取組を検討し、誰もが安全で安心して暮らせるまちづくりを目指します。					警察・交通安全協会等と連携し、市民の交通安全意識の向上や交通安全施設の整備を図り、交通事故のないまちを目指します。また、地域における防犯灯および防犯カメラ整備や防犯活動を推進し、市民の防犯意識の向上を図るとともに、犯罪被害者等への支援内容の充実に向けた取組を検討し、誰もが安全で安心して暮らせるまちづくりを目指します。			
消費生活センターと関係機関との連携のもと、啓発や積極的な情報交換、相談体制の充実を図るとともに、消費者協会活動への支援を行い、市民の消費生活の安全と利益を守ります。					消費生活センターと関係機関との連携のもと、啓発や積極的な情報交換、相談体制の充実を図るとともに、消費者協会活動への支援を行い、市民の消費生活の安全と利益を守ります。			
目標指標					目標指標			
目標指標	単位	基準値 （2019年度）	目標値 （2025年度）	目標値 （2030年度）	目標指標	単位	基準値 （2024年度）	目標値 （2030年度）
交通事故発生件数（人身事故）	件	147	129	110	交通事故発生件数（人身事故）	件	120	90
交通事故発生件数（物損事故）	件	1,107	996	885	交通事故発生件数（物損事故）	件	1,048	838
高齢者の交通事故発生件数（人身事故）	件	77	71	65	高齢者の交通事故発生件数（人身事故）	件	61	49
防犯カメラ設置台数（市、自治会管理）	台	215	245	270	防犯カメラ設置台数（市、自治会管理）	台	259	289
自治会管理外灯のLED灯への転換灯数	灯	103	110	120	自治会管理外灯のLED灯への転換灯数	灯	104	120
犯罪認知件数	件	274	253	233	犯罪認知件数	件	249	210
消費生活出前講座の開催件数	件	3	5	8	消費生活出前講座、早かごセミナー開催件数	件	0	8

消費生活相談の相談件数	件	247	250	300
-------------	---	-----	-----	-----

消費生活相談の相談件数	件	227	250
-------------	---	-----	-----

施策の展開

1.通学路の安全確保

主な取組	◇警察や教育委員会等と連携し、通学路における危険箇所対策の実施
------	---------------------------------

2.交通安全のための道路・設備の整備

主な取組	◇外側線等の路面標示の劣化などを把握し、危険箇所を改善実施 ◇交差点など危険箇所の把握に努め、カーブミラーやガードパイプなどの設備整備の推進
------	---------------------------------------------------------------------------

3.交通安全対策の推進

主な取組	◇交通事故防止運動の実施 ◇交通安全教室の実施 ◇高齢者の運転免許証自主返納のための支援
------	----------------------------------------------------

4.防犯活動の充実

主な取組	◇交通指導員による登下校時の交通立ち番実施 ◇保育所・幼稚園・学校等における交通安全教室の充実 ◇防火防災訓練の実施 ◇まちづくり防犯グループ、警察、防犯協会等と連携した防犯対策・活動の強化 ◇自治会管理外灯の設置やLED化への支援
------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

5.犯罪被害者支援活動の充実

主な取組	◇警察等との関係機関、NPO等の支援団体と連携の強化 ◇赤穂市犯罪被害者支援内容の充実に向けた検討
------	------------------------------------------------------

6.消費者教育・啓発・相談体制の充実

主な取組	◇消費生活出前講座や消費生活講座による啓発活動 ◇啓発チラシの発行 ◇資格を持つ消費生活相談員による相談
------	------------------------------------------------------------

関連個別計画

計画名	初年度	最終年度
赤穂市通学路交通安全プログラム		

施策の展開

1.通学路の安全確保

主な取組	◇警察や教育委員会等と連携し、通学路における危険箇所対策の実施
------	---------------------------------

2.交通安全のための道路・設備の整備

主な取組	◇外側線等の路面標示の劣化などを把握し、危険箇所を改善実施 ◇交差点など危険箇所の把握に努め、カーブミラーやガードパイプなどの設備整備の推進
------	---------------------------------------------------------------------------

3.交通安全対策の推進

主な取組	◇交通事故防止運動の実施 ◇交通安全教室の実施 ◇高齢者の運転免許証自主返納のための支援
------	----------------------------------------------------

4.防犯活動の充実

主な取組	◇交通指導員による登下校時の交通立ち番実施 ◇保育所・幼稚園・学校等における交通安全教室の充実 ◇防火防災訓練の実施 ◇まちづくり防犯グループ、警察、防犯協会等と連携した防犯対策・活動の強化および啓発活動の実施 ◇自治会管理外灯の設置やLED化への支援
------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

5.犯罪被害者支援活動の充実

主な取組	◇警察等との関係機関、NPO等の支援団体と連携の強化 ◇赤穂市犯罪被害者支援内容の充実に向けた検討
------	------------------------------------------------------

6.消費者教育・啓発・相談体制の充実

主な取組	◇消費生活出前講座や消費生活講座による啓発活動 ◇チラシや広報紙等による啓発 ◇資格を持つ消費生活相談員による相談
------	-----------------------------------------------------------------

関連個別計画

計画名	初年度	最終年度
赤穂市通学路交通安全プログラム	2015 年度 (平成 27 年度)	期間なし

現行計画（前期基本計画）					変更計画（後期基本計画）			
【快適】 自然環境と都市環境とが調和した住みやすいまちづくり					【快適】 自然環境と都市環境とが調和した住みやすいまちづくり			
（４）快適で魅力ある都市空間の形成					（４）快適で魅力ある都市空間の形成			
⑪地域の特性に応じた土地利用を推進する					⑪地域の特性に応じた土地利用を推進する			
現状と課題					現状と課題			
○赤穂市国土利用計画は、無秩序な開発に歯止めをかけるなど土地需要を量的に調整する役割を果たしてきましたが、土地需要が減少する人口減少時代においては、土地を適切に管理し荒廃を防ぎ土地利用の質的向上を図ることが求められています。   ○人口が減り、少子高齢化が進む中でも活力を保ち、誰もが豊かさを実感できる快適で魅力ある都市空間の形成が求められています。   ○市街化区域内では、民間事業者による宅地開発が行われており、優良な宅地が供給されるよう適正な指導が求められています。   ○赤穂インターチェンジ周辺など広域交通条件の優れた地区において、産業用地としての活用が求められています。   ○市街化調整区域の厳しい土地利用規制により地域活力の低下が懸念される既存集落において、特別指定区域制度を活用した住民主体のまちづくりが求められています。   ○<u>地籍の未整理地においては、公共事業の難航や経済活動が停滞する恐れがあり、その対策が求められています。</u>   ○近年、国においては、市民生活を支えるサービス機能が確保された持続可能な都市づくりに向けた集約型都市構造化が都市政策の主眼となっています。					○赤穂市国土利用計画は、無秩序な開発に歯止めをかけるなど土地需要を量的に調整する役割を果たしてきましたが、土地需要が減少する人口減少時代においては、土地を適切に管理し荒廃を防ぎ土地利用の質的向上を図ることが求められています。   ○人口が減り、少子高齢化が進む中でも活力を保ち、誰もが豊かさを実感できる快適で魅力ある都市空間の形成が求められています。   ○市街化区域内では、民間事業者による宅地開発が行われており、優良な宅地が供給されるよう適正な指導が求められています。   ○赤穂インターチェンジ周辺など広域交通条件の優れた地区において、産業用地としての活用が求められています。   ○市街化調整区域の厳しい土地利用規制により地域活力の低下が懸念される既存集落において、特別指定区域制度を活用した住民主体のまちづくりが求められています。   ○<b>円滑な公共事業の実施のため、国や県と連携した地籍調査を推進することが必要です。</b>   ○近年、国においては、市民生活を支えるサービス機能が確保された持続可能な都市づくりに向けた集約型都市構造化が都市政策の主眼となっています。			
施策の方針					施策の方針			
安全で豊かなまちづくりを実現するため、自然や文化、社会経済情勢等を踏まえ、身近な土地利用のあり方について検討し、地域の特性を活かした計画的な土地利用を推進します。   市街化区域内では、開発許可による優良な宅地開発を促進します。市街化調整区域内では、地区計画制度や特別指定区域制度等を活用し、地域のまちづくり団体による住民主体のまちづくりを促進します。特に、赤穂インターチェンジ周辺の農地は、関連計画との整合を勘案し、開発整備の必要性について慎重に判断の上、農業との適切な調整を図りながら、地区計画等を用いて計画的な開発整備を推進します。また、道路事業など公共事業の確実な事業進捗を図るため、地籍調査の先行実施に取り組みます。   さらに、「コンパクト・プラス・ネットワーク」の考え方を基本に、人口減少・高齢化社会にあっても、医療・福祉、商業施設や住居等がまとまって立地し、高齢者をはじめとする市民が公共交通により、これらの生活利便施設等にアクセスできるなど、コンパクトな都市構造への転換を推進します。					安全で豊かなまちづくりを実現するため、自然や文化、社会経済情勢等を踏まえ、身近な土地利用のあり方について検討し、地域の特性を活かした計画的な土地利用を推進します。   市街化区域内では、開発許可による優良な宅地開発を促進します。市街化調整区域内では、地区計画制度や特別指定区域制度等を活用し、地域のまちづくり団体による住民主体のまちづくりを促進します。特に、赤穂インターチェンジ周辺の農地は、関連計画との整合を勘案し、開発整備の必要性について慎重に判断の上、農業との適切な調整を図りながら、地区計画等を用いて計画的な開発整備を推進します。また、道路事業など公共事業の確実な事業進捗を図るため、地籍調査の先行実施に取り組みます。   さらに、「コンパクト・プラス・ネットワーク」の考え方を基本に、人口減少・高齢化社会にあっても、医療・福祉、商業施設や住居等がまとまって立地し、高齢者をはじめとする市民が公共交通により、これらの生活利便施設等にアクセスできるなど、コンパクトな都市構造への転換を推進します。			
目標指標					目標指標			
目標指標	単位	基準値 (2019年度)	目標値 (2025年度)	目標値 (2030年度)	目標指標	単位	基準値 (2024年度)	目標値 (2030年度)
まちづくり活動（地域に応じた土地利用の検討等）を行う団体数	団体	4	6	9	まちづくり活動（地域に応じた土地利用の検討等）を行う団体数	団体	4	9

開発行為等に対する指導	件	6	42	72
地籍調査等実施済面積	km ²	11.48	12.5	13.5

施策の展開

1.安全で豊かな住民主体の計画的なまちづくりの推進

主な取組	◇市街化区域・市街化調整区域や用途地域など都市計画制度の適正な運用 ◇地区計画制度や特別指定区域制度の活用による土地利用の推進 ◇立地適正化計画制度の検討と計画策定に向けた取組の実施
------	---------------------------------------------------------------------------------------------------

2.開発行為等に対する適正な指導

主な取組	◇県と連携した適正な開発指導、開発許可の実施
------	------------------------

3.地籍調査の推進

主な取組	◇国・県公共事業と連携した地籍調査の実施 ◇市の公共事業と連携した地籍調査の実施
------	---------------------------------------------

関連個別計画

計画名	初年度	最終年度
赤穂市国土利用計画		
赤穂市土地利用計画		
赤穂市都市計画マスタープラン		

開発行為等に対する指導	件	32	72
地籍調査等実施済面積	km ²	12.21	13.5

施策の展開

1.安全で豊かな住民主体の計画的なまちづくりの推進

主な取組	◇市街化区域・市街化調整区域や用途地域など都市計画制度の適正な運用 ◇地区計画制度や特別指定区域制度の活用による土地利用の推進 ◇立地適正化計画制度の検討と計画策定に向けた取組の実施
------	---------------------------------------------------------------------------------------------------

2.開発行為等に対する適正な指導

主な取組	◇県と連携した適正な開発指導の実施
------	-------------------

3.地籍調査の推進

主な取組	◇国・県公共事業と連携した地籍調査の実施 ◇市の公共事業と連携した地籍調査の実施
------	---------------------------------------------

関連個別計画

計画名	初年度	最終年度
赤穂市国土利用計画	2022 年度 (令和 4 年度)	2030 年度 (令和 12 年度)
赤穂市土地利用計画	2025 年度 (令和 7 年度)	2030 年度 (令和 12 年度)
赤穂市都市計画マスタープラン	2023 年度 (令和 5 年度)	2030 年度 (令和 12 年度)

現行計画（前期基本計画）					変更計画（後期基本計画）				
【快適】自然環境と都市環境とが調和した住みやすいまちづくり					【快適】自然環境と都市環境とが調和した住みやすいまちづくり				
（４）快適で魅力ある都市空間の形成					（４）快適で魅力ある都市空間の形成				
⑫利便性・機能性の高い道路網と公共交通体系を構築する					⑫利便性・機能性の高い道路網と公共交通体系を構築する				
現状と課題					現状と課題				
○国道２号や主要地方道など市内幹線道路のネットワークの向上による、さらなる人・モノの円滑な流れと災害時の代替性の確保が求められています。					○国道２号や主要地方道など市内幹線道路のネットワークの向上による、さらなる人・モノの円滑な流れと災害時の代替性の確保が求められています。				
○国道250号高取峠は、急カーブや急こう配の箇所があり、交通事故が多く、トンネル化等による安全性向上が求められています。					○国道250号高取峠は、急カーブや急こう配の箇所があり、交通事故が多く、トンネル化等による安全性向上が求められています。				
○都市計画道路の整備促進が求められています。また、交通需要の変化に伴う都市計画道路の見直し検討結果に基づいた適切な事業推進が求められています。					○都市計画道路の整備促進が求められています。また、交通需要の変化に伴う都市計画道路の見直し検討結果に基づいた適切な事業推進が求められています。				
○健康増進やレジャーなど身近な交通手段としての自転車の活用が必要です。					○健康増進やレジャーなど身近な交通手段としての自転車の活用が必要です。				
○高度経済成長期に造られた橋梁など多くの重要な道路施設の老朽化に伴う適切な維持管理が必要です。					○高度経済成長期に造られた橋梁など多くの重要な道路施設の老朽化に伴う適切な維持管理が必要です。				
○児童を巻き込む痛ましい事故を踏まえた通学路交差点等の安全性向上をはじめとした、誰もが安全に通行できる道路環境などの整備が求められています。					○ <u>通学路</u> の安全性向上をはじめとした、誰もが安全に通行できる道路環境などの整備が求められています。				
○公共交通においては、通勤通学者や交通弱者の移動手段の確保など、誰もが安心して暮らし続けるために必要な利便性が求められています。					○公共交通においては、通勤通学者や交通弱者の移動手段を確保し、みんなで支え合う、誰もが安心して暮らし続けるために必要な利便性・機能性が求められています。				
施策の方針					施策の方針				
国・県に対し、国道２号へのアクセス向上・利便性向上など、国道・県道の整備促進を要請し、市内外の交流の活性化や市内交通の円滑化を図るため、機能的で有機的な幹線道路、生活道路を整備することにより、地域の産業経済活動を支えるとともに、市民生活の利便性、安全性の向上を図ります。また、安全で快適な道路環境を維持するため、橋梁等道路施設点検や点検結果に基づく適切な修繕を行い施設の長寿命化を図ります。					国・県に対し、国道２号、国道250号へのアクセス向上・利便性向上など、国道・県道の整備促進を要請し、市内外の交流の活性化や市内交通の円滑化を図るため、機能的で有機的な幹線道路、生活道路を整備することにより、地域の産業経済活動を支えるとともに、市民生活の利便性、安全性の向上を図ります。また、安全で快適な道路環境を維持するため、橋梁等道路施設点検や点検結果に基づく適切な修繕を行い施設の長寿命化を図ります。				
市民・交通事業者・行政が連携し、市民の利便性の向上と地域の実情に応じた持続可能な公共交通の充実に努めます。					市民・交通事業者・行政が連携し、市民の利便性の向上と地域の実情に応じた持続可能な公共交通の充実に努めます。				
目標指標					目標指標				
目標指標	単位	基準値 (2018年度)	目標値 (2025年度)	目標値 (2030年度)	目標指標	単位	基準値 (2024年度)	目標値 (2030年度)	
点検済橋梁数(2巡目)	橋	0	394	394	点検済橋梁数(3巡目)	橋	394	394	
安全対策が必要な交差点	箇所	41	0	0					
区画整理区域内の都市計画道路の整備延長	m	1,579	1,759	2,403	区画整理区域内の都市計画道路の整備延長	m	1,579	2,227	
(都) 大橋線・唐船線の整備延長	m	200	533	658	(都) 赤穂大橋線・唐船線の整備延長	m	355	533	

市内循環バス利用者数	人	22,133	28,000	28,000
圏域バス利用者数	人	11,803	12,400	12,400
市内JR駅 1 日平均乗車客数	人	5,377	5,500	5,500
デマンドタクシー利用者数	人	338	600	600

市内循環バス利用者数	人	26,408	29,000
圏域バス利用者数	人	18,106	20,000
市内JR駅 1 日平均乗車客数	人	4,718 (2023年度)	5,500
デマンドタクシー利用者数	人	345	480

施策の展開

- 1.市内幹線道路等の整備促進

主な取組

◇国道・県道の交通円滑化や安全性向上を図るため、国・県に対して要望活動の実施

◇地籍調査事業を先行実施することによる円滑な事業実施

◇都市計画道路の整備促進（有年駅北線、有年駅南線、野中浜市線、塩屋野中線、赤穂大橋線、唐船線）

◇自転車活用のためのサインなど、自転車利用空間の整備促進

2.橋梁等道路施設の適切な維持管理

主な取組

◇点検や補修対策の適切な実施と状況に応じた速やかな緊急対策による施設の安全性確保

◇長寿命化と維持管理の効率化によるライフサイクルコストの抑制

◇PDCAサイクルによる見直しを通じた施設ごとの安全性確保とより効率的な修繕計画の実現

3.通学路の安全性向上

主な取組

◇交通量の多い交差点から順次整備実施

◇国道・県道との交差点について事業実施時期などの調整

4.公共交通の充実

主な取組

◇市内を運行する路線バスの維持・確保

◇地域の実情に応じた持続可能な公共交通の充実

◇市内循環バス・定住自立圏による圏域バスの運行の充実

◇有年地区におけるデマンドタクシーの運行の充実

◇JRの利便性の向上に向けて関係機関への積極的な働きかけ

関連個別計画

計画名	初年度	最終年度
赤穂市橋梁長寿命化修繕計画		

~~~~~

~~~~~

施策の展開

1.市内幹線道路等の整備促進

主な取組

◇国道・県道の交通円滑化や安全性向上を図るため、国・県に対して要望活動の実施

◇円滑な事業実施のための地籍調査の推進

◇都市計画道路の整備促進（有年駅北線、有年駅南線、野中浜市線、塩屋野中線、赤穂大橋線、唐船線）

◇自転車活用のためのサインなど、自転車利用空間の整備促進

2.橋梁等道路施設の適切な維持管理

主な取組

◇点検や補修対策の適切な実施と状況に応じた速やかな緊急対策による施設の安全性確保

◇長寿命化と維持管理の効率化によるライフサイクルコストの抑制

◇PDCAサイクルによる見直しを通じた施設ごとの安全性確保とより効率的な修繕計画の実現

3.通学路の安全性向上

主な取組

◇通学路交通安全プログラムにおける指摘箇所への対策の実施

◇国道・県道との交差点について事業実施時期などの調整

4.公共交通の充実

主な取組

◇市内を運行する路線バスの維持・確保

◇地域の実情に応じた持続可能な公共交通の充実

◇市内循環バス・定住自立圏による圏域バスの運行の充実

◇有年地区におけるデマンドタクシーの運行の充実

◇JRの利便性の向上に向けて関係機関への積極的な働きかけ

関連個別計画

計画名	初年度	最終年度
赤穂市橋梁長寿命化修繕計画	2024年度 (令和 6 年度)	2028 年度 (令和 10 年度)
<u>赤穂市通学路交通安全プログラム</u>	2015 年度 (平成 27 年度)	期間なし
<u>赤穂市地域公共交通計画</u>	2024 年度 (令和 6 年度)	2028 年度 (令和 10 年度)

26

現行計画（前期基本計画）					変更計画（後期基本計画）			
【快適】 自然環境と都市環境とが調和した住みやすいまちづくり					【快適】 自然環境と都市環境とが調和した住みやすいまちづくり			
（４）快適で魅力ある都市空間の形成					（４）快適で魅力ある都市空間の形成			
⑬水とみどり豊かな都市をつくる					⑬水とみどり豊かな都市をつくる			
現状と課題					現状と課題			
○公園・緑地に対する市民ニーズの多様化に対応した整備を促進することが求められています。 ○赤穂城跡公園や土地区画整理施行区域内の未供用公園の整備を促進することが求められています。 ○公園施設の長寿命化と維持管理の効率化および市民ニーズに応じた施設更新整備が必要です。 ○街路樹の健全な保全とともに、安全な通行のための対策が必要で <u>す</u> 。 ○壁面緑化やグリーンカーテンなど市民や事業者等の取組の推進が必要で <u>す</u> 。					○公園・緑地に対する市民ニーズの多様化に対応した整備を促進することが求められています。 ○赤穂城跡公園や土地区画整理施行区域内の未供用公園の整備を促進することが求められています。 ○公園施設の長寿命化と維持管理の効率化および市民ニーズに応じた施設更新整備が必要です。 ○街路樹の健全な保全とともに、安全な通行のため適時適切な樹木管理が必要で <u>す</u> 。			
施策の方針					施策の方針			
豊かな自然環境の保全を図り、自然、景観、歴史等の地域資源を活かした都市公園等の整備を進めるとともに、公園施設の長寿命化による改築更新の際には、公園利用者のニーズに応じた効果的な整備を推進します。 また、身近なみどりである街路樹等の適切な維持管理に努めるとともに、市民との協働により自然を守り育て、本市の地域特性を活かした水とみどり豊かなまちづくりを推進します。					豊かな自然環境の保全を図り、自然、景観、歴史等の地域資源を活かした都市公園等の整備を進めるとともに、公園施設の長寿命化による改築更新の際には、その必要性や公園利用者のニーズに応じた効果的な整備を推進します。 また、身近なみどりである街路樹等の適切な維持管理に努めるとともに、市民との協働により自然を守り育て、本市の地域特性を活かした水とみどり豊かなまちづくりを推進します。			
目標指標					目標指標			
目標指標	単位	基準値 （2018年度）	目標値 （2025年度）	目標値 （2030年度）	目標指標	単位	基準値 （2024年度）	目標値 （2030年度）
市民1人当たりの都市公園面積	m ²	40.3	44.7	46.8	市民1人当たりの都市公園面積	m ²	43.5	47.9
施策の展開					施策の展開			
Ⅰ.公園緑地の整備・充実					Ⅰ.公園緑地の整備・充実			
主な取組	◇土地区画整理施行区域内の未整備公園の整備促進 ◇赤穂城跡公園の整備促進 ◇公園施設の長寿命化と維持管理の効率化および市民ニーズに応じた更新・整備 ◇城南緑地等の緑の保安全管理 ◇市民の健康増進意識の高まりに対応した河川敷緑地等の整備促進 ◇赤穂海浜公園の充実に向けた県との連携・協力 ◇瀬戸内海国立公園の良好な環境の保全				主な取組	◇土地区画整理施行区域内の未整備公園の整備促進 ◇赤穂城跡公園の整備促進 ◇公園施設の長寿命化と維持管理の効率化および市民ニーズに応じた更新・整備 ◇城南緑地等の緑の保安全管理 ◇市民の健康増進意識の高まりに対応した河川敷緑地等の保安全管理 ◇赤穂海浜公園の充実に向けた県との連携・協力 ◇瀬戸内海国立公園の良好な環境の保全		

2.街路樹の適切な管理

主な取組	◇適時適切な害虫防除の実施による樹木の健康保持
	◇適時適切な樹木剪定による良好なまちなみ景観維持
	◇お城通りの黒松は、良好な景観形成に必要な街路樹であることを踏まえ、特に丁寧な維持管理
	◇適切な管理による、通行障害や見通し不良箇所の解消

3.都市緑化の推進

主な取組	◇市民参加による公園の芝生化等の推進
	◇市民が実施する壁面緑化やグリーンカーテンなどの取組の支援

関連個別計画

計画名	初年度	最終年度
赤穂市緑の基本計画		

2.街路樹の適切な管理

主な取組	◇適時適切な害虫防除の実施による樹木の健康保持
	◇適時適切な樹木剪定による良好なまちなみ景観維持
	◇お城通りの黒松は、良好な景観形成に必要な街路樹であることを踏まえ、特に丁寧な維持管理を実施
	◇適切な管理による、老木等の倒木対策等、通行障害や見通し不良箇所の解消

3.都市緑化の推進

主な取組	◇市民参加による公園の芝生化等の推進

関連個別計画

計画名	初年度	最終年度
赤穂市みどりの基本計画	2024 年度 (令和 6 年度)	2030 年度 (令和 12 年度)

現行計画（前期基本計画）	変更計画（後期基本計画）
【快適】 自然環境と都市環境とが調和した住みやすいまちづくり	【快適】 自然環境と都市環境とが調和した住みやすいまちづくり
（５）自然環境の保全と住環境の充実	（５）自然環境の保全と住環境の充実
⑭豊かな自然環境・生活環境を保全する	⑭豊かな自然環境・生活環境を保全する
現状と課題	現状と課題
○豊かな自然環境とふれあいを持つ場や学習する機会が減少しており、環境学習の場が求められるため、子どもの頃から環境を意識した多角的な視点を養成することが必要です。   ○里山の保全は、豊かな自然環境だけでなく多種多様な生態系を維持する上でも重要です。   ○地域の人口減少や高齢化による里山環境の管理不足に伴う適切な対応が求められています。   ○大気・河川・海域の環境調査や工場・事業場への立入調査を実施することにより良好な生活環境を保全することが必要です。   ○民間事業者による産業廃棄物最終処分場計画について、市域の良好な環境保全に向けた対応が必要です。   ○人口減等によりごみの排出量は漸減傾向にあるものの、資源循環型社会の構築に向けてさらなるごみ分別の徹底やリサイクルの推進が求められています。   ○経年により老朽化したごみ処理施設については、広域処理による施設整備の検討と既存施設の安定稼働のため適正な維持管理を行うことが必要です。   ○将来にわたる水道水の安定供給と快適な生活環境の確保に向け、上下水道施設の適正な維持管理と計画的な更新を行うとともに、経営の健全化を図ることが求められています。	○豊かな自然環境とふれあいを持つ場や環境学習の場を設け、子どもの頃から環境を意識した多角的な視点を養成することが必要です。   ○里山の保全は、多種多様な生態系の維持および土砂流出防止等の災害防止機能を維持する上でも重要です。   ○地域の人口減少と高齢化に伴い里山環境の管理不足が深刻化しており、枯損木の倒木による家屋被害などを予防するためにも適切な里山保全への対応が求められています。   ○大気・河川・海域の環境調査や工場・事業場への立入調査を実施することにより良好な生活環境を保全することが必要です。   ○民間事業者による産業廃棄物最終処分場計画について、市域の良好な環境保全に向けた対応が必要です。   ○人口減等によりごみの排出量は漸減傾向にあるものの、資源循環型社会の構築に向けてさらなるごみ分別の徹底やリサイクルの推進が求められています。   ○ごみ処理施設については、各施設・設備に長寿命化や更新等を図り、安心・安全な施設運転と安定的なごみ処理を行うことが必要です。   ○上下水道システムは、市民生活や社会経済活動に不可欠であり、経年劣化した施設の増加や近年頻発する自然災害に対応するため、計画的な更新（耐震化・耐水化）とその財源の確保が必要です。   ○本市の豊かな自然環境を将来にわたり守っていくため、2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指す「赤穂市ゼロカーボンシティ宣言」を行っており、それに向けて脱炭素化を推進する必要があります。
施策の方針	施策の方針
市民が自然に親しみ学ぶ機会の充実を図るとともに、里山などの自然条件に息づく生態系への配慮を含め、豊かな自然環境の保全・育成に取り組みます。   市民の生命の源である「清流」千種川をはじめとした本市の豊かな自然環境を、将来にわたり守っていくため、水質調査等の環境調査や大気汚染の監視を行います。また、市民・事業者・行政が一体となって良好な生活環境の保全や低炭素社会の実現に向けて取り組みます。   ~~~~~   ごみ処理については、さらなる分別・減量・資源化を図り、施設の機能維持とともに適正処理に努め、資源循環型社会の形成と地球温暖化対策に取り組みます。   水道施設については、適正な維持管理および計画的な更新・耐震化を行い、安定した給水を確保するとともに、水質管理を適正に行い、水道水の安全性を確保します。また、経営の健全化を図り、将来にわたって水	市民が自然に親しみ学ぶ機会の充実を図るとともに、里山などの自然条件に息づく生態系への配慮を含め、豊かな自然環境の保全・育成に取り組みます。   市民の生命の源である「清流」千種川をはじめとした本市の豊かな自然環境を、将来にわたり守っていくため、水質調査等の環境調査や大気汚染の監視を行います。また、2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指すため、市民・事業者・行政が一体となって脱炭素化に取り組み、良好な生活環境の保全を図ります。   ごみ処理については、さらなる分別・減量・資源化を図り、施設の機能維持とともに適正処理に努め、資源循環型社会の形成と地球温暖化対策に取り組みます。   安全で安心な水道水を将来にわたって提供していくため、水道管路および水道施設の計画的な更新（耐震化・耐水化）と水道事業運営の健全化に取り組みます。

道水を安定的に供給します。

下水道施設についても、適正な維持管理と計画的な更新・耐震化を行い、快適な生活環境の確保や公共用水域の水質保全を行います。また、効率的な経営を図り、持続可能な循環型社会の構築に取り組みます。

目標指標				
目標指標	単位	基準値 (2018 年度)	目標値 (2025 年度)	目標値 (2030 年度)
赤穂こどもエコクラブ登録者数	人	26	28	30
里山防災林整備事業実施箇所	箇所	4	7	9
市内大気環境監視局舎の設置数	箇所	8	8	8
千種川定期水質調査地点	箇所	5	6	7
ごみ排出量	トン	18,162	17,610	17,220
再生利用率(資源化率)	%	14.8	17.0	17.0
水道配水池の更新(耐震化)率	%	73.3	80.3	85.8
水道管路の更新(耐震化)率	%	12.7	17.0	20.0
污水处理場・中継ポンプ場の耐震施設	箇所	10	13	16

施策の展開

1.環境学習の場の提供による自然環境の保全

主な取組	◇赤穂こどもエコクラブをはじめとする体験学習や環境イベントの充実 ◇県・近隣自治体と連携した環境啓発活動の展開
------	------------------------------------------------------------

2.里山の適正な維持管理

主な取組	◇里山防災林整備事業(県営)の円滑な推進 ◇地元関係者による里山保全への支援 ◇「赤穂ふれあいの森」、「あこう河鹿の森」や遊歩道の定期的な保育事業による適切な維持管理
------	-------------------------------------------------------------------------------------------

下水道施設についても、適正な維持管理と計画的な更新・耐震化を行い、快適な生活環境の確保や公共用水域の水質保全を行います。また、効率的な経営を図り、持続可能な循環型社会の構築に取り組みます。

目標指標			
目標指標	単位	基準値 (2024 年度)	目標値 (2030年度)
赤穂こどもエコクラブ登録者数	人	17	30
(県)里山防災林整備事業実施箇所	箇所	6	9
(市)里山防災林整備事業実施箇所	箇所	10	45
市内大気環境監視局舎の設置数	箇所	8	8
千種川定期水質調査地点	箇所	7	7
ごみ排出量	トン	15,092	14,637
廃棄物再生利用率(資源化率)	%	13.0	20.0
水道配水池の更新(耐震化)率	%	82.2	85.8
水道管路の更新(耐震化)率	%	15.2	20.0
污水处理場・中継ポンプ場の耐震施設	箇所	11	16
污水管路の耐震化率	%	16.8	18.1

施策の展開

1.環境学習の場の提供による自然環境の保全

主な取組	◇赤穂こどもエコクラブをはじめとする体験学習や環境イベントの充実 ◇県・近隣自治体・事業者と連携した環境啓発活動の展開
------	----------------------------------------------------------------

2.里山の適正な維持管理

主な取組	◇里山防災林整備事業(県営)の円滑な推進 ◇里山保全活動支援事業を通じた地元関係者の里山保全への支援 ◇「赤穂ふれあいの森」、「あこう河鹿の森」や遊歩道の定期的な保育事業による適切な維持管理
------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------

3.調査体制の維持と低炭素社会の実現に向けた取組の推進

主な取組	◇大気監視局での窒素酸化物など大気汚染物質の測定 ◇千種川等の水質調査や道路交通騒音調査の実施 ◇温室効果ガス排出量削減の推進 ◇環境に配慮した製品の購入、使用の推進
------	----------------------------------------------------------------------------------------------

4.資源循環型社会の構築

主な取組	◇ごみの排出抑制や分別、再利用、資源化の推進 ◇効果的な資源ごみ集団回収や生ごみ堆肥化機器の普及 ◇リサイクル施設の有効活用による再資源化の推進 ◇ごみ処理施設の長寿命化と不燃物最終処分場の浸出水処理方法等の検討 ◇ごみ処理の広域化についての検討 ◇食品ロス対策の推進
------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

5.上下水道施設の適正な維持管理

主な取組	◇上下水道施設の 計画的な更新と耐震化 の推進
------	-------------------------

関連個別計画		
計画名	初年度	最終年度
赤穂市環境基本計画		
赤穂市水道ビジョン		
下水道ストックマネジメント計画		
赤穂市自然環境保全計画		
一般廃棄物 処理基本計画		
水安全計画		
赤穂市下水道総合地震対策計画		

3.調査体制の維持と脱炭素社会の実現に向けた取組の推進

主な取組	◇大気監視局での窒素酸化物など大気汚染物質の測定 ◇千種川等の水質調査や道路交通騒音調査の実施 ◇温室効果ガス排出量削減の推進 ◇環境に配慮した製品の購入、使用の推進
------	----------------------------------------------------------------------------------------------

4.資源循環型社会の構築

主な取組	◇ごみの排出抑制や分別、再利用、資源化の推進 ◇効果的な資源ごみ集団回収や生ごみ堆肥化機器の普及 ◇リサイクル施設の有効活用による再資源化の推進 ◇ごみ処理施設の長寿命化・更新等 の検討 食品ロス対策の推進
------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

5.上下水道施設の適正な維持管理

主な取組	◇上下水道システム の計画的な更新と耐震化・耐水化 の推進 ◇受益者負担（水道料金・下水道使用料）の適正化
------	----------------------------------------------------------

関連個別計画		
計画名	初年度	最終年度
赤穂市環境基本計画	2021 年度 （令和 3 年度）	2030 年度 （令和 12 年度）
赤穂市水道ビジョン	2022 年度 （令和 4 年度）	2030 年度 （令和 12 年度）
下水道ストックマネジメント計画	2025年度 （令和7年度）	2029 年度 （令和 11 年度）
赤穂市自然環境保全計画	1991 年度 （平成 3 年度）	期間なし
赤穂市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画	2022 年度 （令和 4 年度）	2030 年度 （令和 12 年度）
水安全計画	2015 年度 （平成 27 年度）	期間なし
赤穂市下水道総合地震対策計画	2024 年度 （令和 6 年度）	2028 年度 （令和 10 年度）

現行計画（前期基本計画）					変更計画（後期基本計画）			
【快適】 自然環境と都市環境とが調和した住みやすいまちづくり					【快適】 自然環境と都市環境とが調和した住みやすいまちづくり			
（５）自然環境の保全と住環境の充実					（５）自然環境の保全と住環境の充実			
⑮快適で潤いのある住環境をつくる					⑮快適で潤いのある住環境をつくる			
現状と課題					現状と課題			
○ _____ 駅周辺のにぎわい再生のため、道路・公園等の生活基盤整備が必要です。   ○幅広い世代が多様な居住スタイルを選択できるように、質の高い住環境整備が必要です。   ○空き家の増加は、防災、景観および生活環境の保全上多くの問題を生じさせ、さらには地域の活力を低下させる原因となることから、空き家等の増加を抑制する取組が求められています。   ○市営住宅が老朽化しており、_____ 良質な住環境を提供するためには長寿命化を目的とした計画的修繕が _____ 必要です。   ○坂越地区や加里屋地区では、景観に配慮した公共施設の適正な維持管理や地域住民と協働による都市景観の保全が求められています。   ○大規模な建築物や屋外広告物は、周辺の都市景観に与える影響が大きいことから、市街地景観との調和を図り、良好な都市景観の形成が求められています。					○ <b>坂越および有年</b> 駅周辺のにぎわい再生のため、道路・公園等の生活基盤整備が必要です。   ○幅広い世代が多様な居住スタイルを選択できるように、質の高い住環境整備が必要です。   ○空き家の増加は、防災、景観および生活環境の保全上多くの問題を生じさせ、さらには地域の活力を低下させる原因となることから、空き家等の増加を抑制する取組が求められています。   ○市営住宅 <b>の老朽化が進行しており、安心かつ</b> 良質な住環境を提供するためには、長寿命化を目的とした計画的な<b>維持管理</b>が必要です。   ○坂越地区や加里屋地区では、景観に配慮した公共施設の適正な維持管理や地域住民と協働による都市景観の保全が求められています。   ○大規模な建築物や屋外広告物は、周辺の都市景観に与える影響が大きいことから、市街地景観との調和を図り、良好な都市景観の形成が求められています。			
施策の方針					施策の方針			
快適で機能的な住環境の形成に向けて、区画整理事業による市街地を整備します。   空き家等対策については、周辺に悪影響を及ぼす特定空家等の解消に取り組むとともに、空き家等の増加を抑制するため、空き家を活用した移住・定住や古民家再生による地域の活性化を促進します。また、働き方改革等によるテレワークの普及等に鑑み、二地域居住や二地域就業のために空き家を活用する等、総合的かつ計画的に取組を推進します。   市営住宅については、長期的視点にたった<b>維持管理</b>を行い、_____ 良質な住環境を提供します。   都市景観については、豊かな自然環境や地域の歴史文化と調和のとれた秩序あるまちづくりを推進し、快適で美しい景観の保全と形成を図ります。特に、坂越地区や加里屋地区における市街地景観形成地区においては、景観に配慮した公共施設の維持管理を適正に行うとともに、景観助成により地域住民と協働して都市景観の保全と形成を推進します。					快適で機能的な住環境の形成に向けて、区画整理事業による市街地を整備します。   空き家等対策については、周辺に悪影響を及ぼす特定空家等の解消に取り組むとともに、空き家等の増加を抑制するため、空き家を活用した移住・定住や古民家再生による地域の活性化を促進します。また、働き方改革等によるテレワークの普及等に鑑み、二地域居住や二地域就業のために空き家を活用する等、総合的かつ計画的に取組を推進します。   市営住宅については、長期的視点にたった <b>定期点検と予防保全を計画的に行い、安心かつ</b> 良質な住環境を提供します。   都市景観については、豊かな自然環境や地域の歴史文化と調和のとれた秩序あるまちづくりを推進し、快適で美しい景観の保全と形成を図ります。特に、坂越地区や加里屋地区における市街地景観形成地区においては、景観に配慮した公共施設の維持管理を適正に行うとともに、景観助成により地域住民と協働して都市景観の保全と形成を推進します。			
目標指標					目標指標			
目標指標	単位	基準値 （2018 年度）	目標値 （2025 年度）	目標値 （2030 年度）	目標指標	単位	基準値 （2024 年度）	目標値 （2030年度）
区画整理事業の進捗（野中・砂子）	%	41.3	96.3	100	区画整理事業の進捗（野中・砂子）	%	63.2	97.5
区画整理事業の進捗（浜市）	%	78.5	100	100				
区画整理事業の進捗（有年）	%	72.8	100	100	区画整理事業の進捗（有年）	%	82.7	95.5

特定空家等の解決率	%	43.6	75.0	100
空き家情報バンクの新規登録物件数	件	10	17	25
空家活用支援事業補助金の交付件数	件	4	50	85
市街地景観形成地区での建築行為等に対する助言・指導	件	8	36	56
大規模建築物等行為に対する助言・指導	件	8	57	92

施策の展開

1.快適で機能的な居住基盤の形成

主な取組

◇区画整理事業の推進（野中・砂子地区、浜市地区、有年地区）

2.空き家等対策の推進

主な取組

◇空き家に関する知識の普及啓発  
◇空き家改修（空き家活用、古民家再生）の支援  
◇空き家情報バンク制度の活用  
◇特定空家等所有者等に対する助言・指導等  
◇危険空き家除却の支援

3.市営住宅の適正な維持管理

主な取組

◇予防保全を目的とした建物、施設の計画修繕

4.市街地景観形成地区等における景観保全

主な取組

◇県等の関係機関と連携した都市景観に関する啓発、情報提供  
◇景観保全の拠点として坂越まち並み館等の適正な管理運営  
◇市街地景観形成地区内での建築行為等に関する助言・指導  
◇都市景観形成助成制度の活用

5.屋外広告物の規制による良好な景観の形成

主な取組

◇屋外広告物の適正な設置および維持管理の指導  
◇違反広告物パトロールの実施

特定空家等の解決率	%	57.3	85.0
空き家情報バンクの新規登録物件数	件	14	25
空家活用支援事業補助金の交付件数	件	19	74
市街地景観形成地区での建築行為等に対する助言・指導	件	40	65
大規模建築物等行為に対する助言・指導	件	31	86

施策の展開

1.快適で機能的な居住基盤の形成

主な取組

◇区画整理事業の推進（野中・砂子地区、有年地区）

2.空き家等対策の推進

主な取組

◇空き家に関する知識の普及啓発  
◇空き家改修（空き家活用、古民家再生）の支援  
◇空き家情報バンク制度の活用  
◇特定空家等所有者等に対する助言・指導等  
◇危険空き家除却の支援  
◇空家等活用促進特別区域における空き家活用の促進

3.市営住宅の適正な維持管理

主な取組

◇定期的な建物、施設の点検実施  
◇予防保全を目的とした建物、施設の計画修繕

4.市街地景観形成地区等における景観保全

主な取組

◇県等の関係機関と連携した都市景観に関する啓発、情報提供  
◇景観保全の拠点として坂越まち並み館等の適正な管理運営  
◇市街地景観形成地区内での建築行為等に関する助言・指導  
◇都市景観形成助成制度の活用

5.屋外広告物の規制による良好な景観の形成

主な取組

◇屋外広告物の適正な設置および維持管理の指導  
◇違反広告物パトロールの実施

6.周辺の建築物や自然環境と調和のとれた大規模建築物等の建築

主な取組

◇大規模建築物等行為に対する適切な助言・指導

関連個別計画

計画名	初年度	最終年度
赤穂市空家等対策計画		
赤穂市営住宅長寿命化計画		

6.周辺の建築物や自然環境と調和のとれた大規模建築物等の建築

主な取組

◇大規模建築物等行為に対する適切な助言・指導

関連個別計画

計画名	初年度	最終年度
赤穂市空家等対策計画	2018 年度 (平成 30 年度)	2027 年度 (令和 9 年度)
赤穂市営住宅長寿命化計画	2023 年度 (令和 5 年度)	2032 年度 (令和 14 年度)

現行計画（前期基本計画）					変更計画（後期基本計画）				
【元気】 産業と地域資源を活かした魅力あふれるまちづくり					【元気】 産業と地域資源を活かした魅力あふれるまちづくり				
（6）活力とにぎわいのある地域産業の振興					（6）活力とにぎわいのある地域産業の振興				
⑯活力とにぎわいのある農業・漁業を実現する					⑯活力とにぎわいのある農業・漁業を実現する				
現状と課題					現状と課題				
○高齢化や後継者不足等により農業従事者が減少しているため、生産性・収益性の向上や経営の安定化を図り、担い手を確保することが必要です。					○高齢化や後継者不足等により農業従事者が減少しているため、生産性・収益性の向上や経営の安定化を図り、担い手を確保することが必要です。				
○耕作放棄地により病虫害の発生や、鳥獣による農作物被害の誘発等の問題が発生しているため、耕作放棄地の発生防止・解消を図ることが必要です。					○耕作放棄地により病虫害の発生や、鳥獣による農作物被害の誘発等の問題が発生しているため、耕作放棄地の発生防止・解消を図ることが必要です。				
○有害鳥獣による農作物被害が営農意欲の減退や離農の原因となっているため、被害防止を推進することが必要です。					○有害鳥獣による農作物被害が営農意欲の減退や離農の原因となっているため、被害防止を推進することが必要です。				
○漁船漁業等による漁獲高が減少傾向にある中、漁業の担い手を確保するため、牡蠣等養殖業の持続的発展を目指し、生産量の維持と高付加価値化による収益性の向上や経営の安定化を図ることが必要です。					○漁船漁業等による漁獲高が減少傾向にある中、漁業の担い手を確保するため、牡蠣等養殖業の持続的発展を目指し、生産量の維持と高付加価値化による収益性の向上や経営の安定化を図ることが必要です。				
○農村や漁村が持つ固有の原風景や文化、自然環境など多面的な機能を将来にわたり維持していくため、地域による継続的な保全・活用が求められています。					○農村や漁村が持つ固有の原風景や文化、自然環境など多面的な機能を将来にわたり維持していくため、地域による継続的な保全・活用が求められています。				
施策の方針					施策の方針				
農村・漁村の持つ多面的な機能（災害防止機能、生物多様性保全機能、美観保全機能など）の保全・活用を含め、活力とにぎわいのある農業・漁業を実現するため、意欲と能力のある担い手の確保・育成を図るとともに、農水産物の生産性の向上や高付加価値化等による収益性の向上を促進します。併せて、次世代の担い手に良好な農水産業の活動基盤を継承するため、地域の特性を活かした農村・漁村集落環境の保全を図ります。					農村・漁村の持つ多面的な機能（災害防止機能、生物多様性保全機能、美観保全機能など）の保全・活用を含め、活力とにぎわいのある農業・漁業を実現するため、意欲と能力のある担い手の確保・育成を図るとともに、農水産物の生産性の向上や高付加価値化等による収益性の向上を促進します。併せて、次世代の担い手に良好な農水産業の活動基盤を継承するため、地域の特性を活かした農村・漁村集落環境の保全を図るほか、農山漁村地域の活性化、自立および維持発展のため、地域運営組織の形成を推進します。				
目標指標					目標指標				
目標指標	単位	基準値 (2018年度)	目標値 (2025年度)	目標値 (2030年度)	目標指標	単位	基準値 (2024年度)	目標値 (2030年度)	
認定農業者数	人	24	25	27	認定農業者数	人	28	28	
認定新規就農者数	人	4	6	6	認定新規就農者数(累計)	人	2	6	
漁業従事者数(赤穂市漁協組合員数)	人	54	54	54	漁業従事者数(赤穂市漁協組合員数)	人	59	59	
猟友会会員数	人	52	52	52	猟友会会員数	人	52	52	
担い手への農地の集積率	%	44.0	50.0	60.0	担い手への農地の集積率	%	44.0	52.0	

多面的機能支払交付金事業活動組 織数	団体	20	20	20
-----------------------	----	----	----	----

施策の展開

- 1.農業・漁業の担い手の確保・育成

主な取組

◇国・県の制度を活用した農業・漁業経営の安定化と規模拡大等への支援  
◇幅広い人材の確保に向けた、県・JA等関係機関および地域との連携や、さまざまな制度の活用によるスムーズな就農・育成への支援  
◇円滑な経営継承等を促進するための、農業経営の法人化への支援
- 2.農業・漁業の生産性・収益性の向上

主な取組

◇農地中間管理機構を活用した農地の集積・集約の推進  
◇農水産物の加工や、特産品のブランド化推進および保護による高付加価値化への支援  
◇地産地消の推進による農水産物の消費促進
- 3.耕作放棄地の解消

主な取組

◇農業委員会と連携した実態調査と解消のための指導推進
- 4.有害鳥獣による農水産物への被害軽減

主な取組

◇猟友会と連携した有害鳥獣による農水産物への被害防止対策  
◇有害鳥獣捕獲活動の担い手の確保
- 5.農村集落環境の良好な保全と質的向上

主な取組

◇国・県の交付金制度による地元の農村環境保全活動への支援  
◇老朽化した土地改良施設の更新

関連個別計画

計画名	初年度	最終年度
赤穂農業振興地域整備計画		
赤穂市鳥獣被害防止計画		

多面的機能支払交付金事業活動組 織数	団体	20	20
-----------------------	----	----	----

施策の展開

- 1.農業・漁業の担い手の確保・育成

主な取組

◇国・県の制度を活用した農業・漁業経営の安定化と規模拡大等への支援  
◇幅広い人材の確保に向けた、県・JA等関係機関および地域との連携や、さまざまな制度の活用によるスムーズな就農・育成への支援  
◇円滑な経営継承等を促進するための、農業経営の法人化への支援
- 2.農業・漁業の生産性・収益性の向上

主な取組

◇農地中間管理機構を活用した農地の集積・集約の推進  
◇農水産物の加工や、特産品のブランド化推進および保護による高付加価値化への支援  
◇地産地消の推進による農水産物の消費促進  
◇担い手の農業経営の安定化・効率化を図るため、ほ場整備事業を推進
- 3.耕作放棄地の解消

主な取組

◇農業委員会と連携した実態調査と解消のための指導推進  
◇各集落が作成した地域計画に基づいた農地保全の推進
- 4.有害鳥獣による農水産物への被害軽減

主な取組

◇猟友会と連携した有害鳥獣による農水産物への被害防止対策  
◇有害鳥獣捕獲活動の担い手の確保
- 5.農村集落環境の良好な保全と質的向上

主な取組

◇国・県の交付金制度による地元の農村環境保全活動への支援  
◇老朽化した土地改良施設の更新  
◇農村型地域運営組織（農村 RMO）の形成支援および指導推進
- 関連個別計画
- | 計画名          | 初年度                 | 最終年度               |
|--------------|---------------------|--------------------|
| 赤穂農業振興地域整備計画 | 1971 年度<br>（昭和46年度） | 期間なし               |
| 赤穂市鳥獣被害防止計画  | 2009 年度<br>（平成21年度） | 2027 年度<br>（令和9年度） |
- 36

現行計画（前期基本計画）					変更計画（後期基本計画）			
【元気】産業と地域資源を活かした魅力あふれるまちづくり					【元気】産業と地域資源を活かした魅力あふれるまちづくり			
（6）活力とにぎわいのある地域産業の振興					（6）活力とにぎわいのある地域産業の振興			
⑰地域産業を振興し就労環境を充実する					⑰地域産業を振興し就労環境を充実する			
現状と課題					現状と課題			
○今後の市内への企業誘致には、民間が所有する未利用地の把握と利活用が重要です。   ○地域産業の振興および既存企業の市外流出を防ぐためにも、市外からの企業誘致だけでなく、企業留置を目的とした市内企業の設備投資の促進が必要です。   ○大型小売店舗の進出や消費者ニーズの多様化、商業者の高齢化や後継者不足などにより、商店街の集客力の低下や空き店舗の増加が顕在化しているため、空き店舗等を活用した商店街の活性化が必要です。   ○中小・小規模企業者の経営状況やニーズに対応した経営支援体制の充実が求められています。   ○商業の振興を図るため、起業家への支援制度の周知や相談・支援体制の充実により、地域経済活性化の担い手ともなる新規創業の促進が必要です。   ○市民が働きやすい環境を整備し、安定した雇用の確保と就業条件の向上促進が必要です。					○今後の市内への企業誘致には、民間が所有する未利用地の把握と利活用が重要です。   ○地域産業の振興および既存企業の市外流出を防ぐためにも、市外からの企業誘致だけでなく、企業留置を目的とした市内企業の設備投資の促進が必要です。   ○大型小売店舗の進出や消費者ニーズの多様化、商業者の高齢化や後継者不足などにより、商店街の集客力の低下や空き店舗の増加が顕在化しているため、空き店舗等を活用した商店街の活性化が必要です。   ○中小規模企業者の経営状況やニーズに対応した経営支援体制の充実が求められています。   ○商業の振興を図るため、起業家への支援制度の周知や相談・支援体制の充実により、地域経済活性化の担い手にもなる新規創業の促進が必要です。   ○大学進学を機に市外に転出した人材が赤穂市に戻ってこない傾向があるため、「働きたいと感じる魅力的な仕事」を増やすことが必要です。   ○市内事業者の人手不足が顕著であり、特に若年人材確保への支援が必要です。   ○就業者がより健康で快適な勤労生活を送れるよう、安定した雇用の確保と就労環境の改善に向けた取組が必要です。			
施策の方針					施策の方針			
地域産業の振興と雇用の場を確保するため、企業懇話会等により関係機関と連携し、市内企業への設備投資支援や、赤穂インターチェンジなどの恵まれた地域特性を活かして、民間活力による産業基盤の整備を推進するなど企業誘致を進めます。   また、商工会議所などと連携を深め、中小・小規模企業者の経営基盤安定化や経営革新、新規創業を促し、商業の振興を図ります。   誰もが安心して働くことができる地域社会を目指し、就業機会の拡大・確保、就労環境の改善、勤労者福祉の向上を図ります。					地域産業の振興と雇用の場を確保するため、企業訪問や各種会議等により関係機関と連携し、市内企業への設備投資支援のほか、赤穂インターチェンジなどの恵まれた地域特性を活かして、民間活力による産業基盤の整備や本市独自の産品を製造・生産する企業などの誘致を進めます。また、中心市街地にオフィスワークができる環境をつくることで「仕事の選択肢」を増やし、多様な業種と人材の集積に取り組みます。   商工会議所などと連携を深め、中小規模企業者の経営基盤安定化や経営革新に対する側面支援を行うとともに、創業支援体制の拡充により創業者数の増加を促し、商業の振興を図ります。   市内事業者の雇用を確保するため、企業と若年労働者のマッチングや採用活動のPR等に対する支援を推進します。   誰もが安心して働くことができる地域社会を目指し、就業機会の拡大・確保、就労環境の改善を図ります。			
目標指標					目標指標			
目標指標	単位	基準値 (2018年度)	目標値 (2025年度)	目標値 (2030年度)	目標指標	単位	基準値 (2024年度)	目標値 (2030年度)
製造品出荷額等	億円	2,893	3,030	3,180	新たに活用された工場用地面積	ha	0	4

(従業員 4 人以上の事業所)				
製造業事業所数 (従業員 4 人以上の事業所)	事業所	95	97	100
製造所事業所における従業員数 (従業員4人以上の事業所)	人	4,531	4,600	4,700
年間商品販売額	億円	586	594	602
商店数	店	410	410	410
有効求人倍率	倍	1.33	1.33	1.00 以上

施策の展開

1.企業誘致と既存企業への支援

主な取組

◇ひょうご・神戸投資サポートセンター等との連携、庁内調整会議の活用など企業立地活動の推進および本市への本社機能の移転の促進

◇奨励金や税の軽減など市内の既存企業への設備投資の支援

◇商工会議所などと連携した市内企業の育成と強化

2.にぎわいづくりや担い手育成による商業の振興

主な取組

◇にぎわいづくりや空き店舗等の活用による商店街の活性化

◇中小・小規模企業者への経営意識の啓発や経営相談・指導・研修事業などの支援による経営基盤の安定化

◇商工会議所等と連携した相談・支援体制の充実による新規創業者の開業支援

3.雇用と就労環境の充実

主な取組

◇ハローワークやNPO法人などと連携した若者の就業支援

◇シルバー人材センターの運営支援による高齢者の就業機会の確保

◇勤労者福祉の向上

ふるさと納税の返礼品を製造・生産する企業の誘致件数	件	0	1
中心市街地に新たに設置されたオフィス数	箇所	0	1
商店街の店舗数	店	90	96
市内の創業者数(創業支援等事業計画に基づく件数)	件	4	40
雇用対策事業により創出された雇用者数	人	7	79

施策の展開

1.企業誘致と既存企業への支援

主な取組

◇ひょうご・神戸投資サポートセンター等との連携、庁内調整会議の活用など企業立地活動の推進および本市への本社機能の移転の促進

◇奨励金や税の軽減など市内の既存企業への設備投資の支援

◇商工会議所などと連携した市内企業の育成と強化

◇地域活性化に資する地場産品の創出

◇中心市街地にオフィスワークを誘致するなど、「魅力的な仕事」の創出

2.にぎわいづくりや担い手育成による商業の振興

主な取組

◇にぎわいづくりや空き店舗等の活用による商店街の活性化

◇商工会議所や民間事業者等と連携した新規創業の促進、創業後の継続的なサポート体制の確立

◇中小規模 企業者への経営意識の啓発や経営相談・指導・研修事業など による経営基盤の安定化

3.雇用と就労環境の充実

主な取組

◇多角的な取組(工場見学や動画による企業紹介など)の展開による市内事業者の雇用の支援

◇高等学校やハローワークなどと連携した若者の就業支援

◇シルバー人材センターの運営支援による高齢者の就業機会の確保

◇市内事業者への多様な働き方などに関する情報提供や啓発活動の推進

38

現行計画（前期基本計画）					変更計画（後期基本計画）				
【元気】 産業と地域資源を活かした魅力あふれるまちづくり					【元気】 産業と地域資源を活かした魅力あふれるまちづくり				
（6）活力とにぎわいのある地域産業の振興					（6）活力とにぎわいのある地域産業の振興				
⑱魅力と集客力のある観光を振興する					⑱魅力と集客力のある観光を振興する				
現状と課題					現状と課題				
○観光地としてのイメージを定着させるために、明確なコンセプトに基づいた観光戦略を立てることが重要です。   ○本市の魅力を分かりやすく伝えるためには、観光戦略に基づく一元的なプロモーションが必要です。   ○観光産業をけん引役として地域経済の活性化を図るために、 地域が一体となった取組が求められています。   ○より多くの観光客に訪問してもらうためには、インターネットやSNSを通じた情報発信力の強化が必要です。   ○新たな観光需要の喚起や外国人観光客の誘致のために、二つの日本遺産をはじめとする多彩な観光資源の有効活用が求められています。					○観光地としてのイメージを定着させるために、明確なコンセプトに基づいた観光戦略を立てることが重要です。   ○本市の魅力を分かりやすく伝えるためには、観光戦略に基づく一元的なプロモーションが必要です。   ○観光産業をけん引役として地域経済の活性化を図るために、登録DMOあこう魅力発信基地や赤穂観光協会等の関係機関と連携し地域が一体となった取組が求められています。   ○より多くの観光客に訪問してもらうためには、インターネットやSNSを効果的に活用し、情報発信力の強化と認知向上を図ることが必要です。   ○新たな観光需要の喚起や外国人観光客の誘致のために、二つの日本遺産をはじめとする多彩な観光資源の有効活用や多言語対応等が求められています。				
施策の方針					施策の方針				
観光地経営の視点に立ち、官民が一体となって、歴史・文化、温泉、食といった多彩な地域資源を最大限に活用するとともに、兵庫県や広域DMOおよび地域連携DMOと連携し、さまざまな魅力を国内外へ積極的に情報発信しながら、観光産業による地域経済の活性化を図るなど、本市の観光を振興します。					観光地経営の視点に立ち、官民が一体となって、歴史・文化、日本遺産、温泉、食といった多彩な地域資源を最大限に活用するとともに、兵庫県や広域DMOおよび地域連携DMOと連携し、さまざまな魅力を国内外へ積極的に情報発信しながら、観光産業による地域経済の活性化を図るなど、本市の観光を振興します。				
目標指標					目標指標				
目標指標	単位	基準値 (2018年度)	目標値 (2025年度)	目標値 (2030年度)	目標指標	単位	基準値 (2024年度)	目標値 (2030年度)	
観光消費額の増加率	%	-	1.5	2.0	観光消費額の増加率	%	55.3 (2023年度)	150	
宿泊者数	千人	276	290	300	宿泊者数	千人	353 (2023年度)	350	
観光ポータルサイト 月間平均アクセス数	回	15,200	50,000	82,000	観光ポータルサイト 月間平均アクセス数	回	27,581	82,000	

施策の展開

1.多彩な地域資源の活用・開発による魅力向上

主な取組	◇観光地としてのイメージ向上
	◇赤穂の歴史・文化、温泉、食など地域資源の磨き上げと活用
	◇アウトドア等新たなコンテンツの開発
	◇観光客のニーズに基づく、トイレや駐車場、Wi-Fi等の観光インフラ整備
	◇日本遺産等の歴史・文化に関連する文献や資料等の活用

2.情報発信強化による認知度アップ

主な取組	◇インターネット・SNS等を積極的に活用した情報発信
	◇ターゲットを絞った効果的な情報発信

3.外国人観光客の誘客

主な取組	◇外国人観光客誘客のための積極的なプロモーション
	◇外国人観光客受入環境の整備

4.観光推進体制の整備

主な取組	◇戦略的な観光振興と地域経済活性化に資する観光地域づくり体制の整備
	◇より効果的なマーケティングを行うためのデータ収集
	◇市内外の関係団体と連携し多様な魅力を活かした広域観光の推進

関連個別計画

計画名	初年度	最終年度
赤穂観光アクションプログラム		

施策の展開

1.多彩な地域資源の活用・開発による魅力向上

主な取組	◇観光地としてのイメージ向上
	◇赤穂の歴史・文化、日本遺産、温泉、食をはじめ、赤穂城跡や赤穂コールドロンなど地域資源の磨き上げと活用
	◇アウトドア等新たなコンテンツの開発
	◇観光客のニーズに基づく、トイレや駐車場、Wi-Fi等の観光インフラ整備
	◇日本遺産等の歴史・文化に関連する文献や資料等の活用

2.情報発信強化による認知度アップ

主な取組	◇インターネット・SNS等を積極的に活用した情報発信
	◇ターゲットを絞った効果的な情報発信

3.外国人観光客の誘客

主な取組	◇外国人観光客誘客のための積極的なプロモーション
	◇外国人観光客受入環境の整備

4.観光推進体制の整備

主な取組	◇戦略的な観光振興と地域経済活性化に資する観光地域づくり体制の整備
	◇より効果的なマーケティングを行うためのデータ収集
	◇市内外の関係団体と連携し多様な魅力を活かした広域観光の推進

関連個別計画

計画名	初年度	最終年度
赤穂市観光・移住定住戦略	2022年度 (令和 4 年度)	2026 年度 (令和 8 年度)

現行計画（前期基本計画）					変更計画（後期基本計画）			
【元気】産業と地域資源を活かした魅力あふれるまちづくり					【元気】産業と地域資源を活かした魅力あふれるまちづくり			
（7）さまざまな人・地域との活気ある交流の促進					（7）さまざまな人・地域との活気ある交流の促進			
⑬特色ある地域間交流を推進する					⑬特色ある地域間交流を推進する			
現状と課題					現状と課題			
○文化、スポーツ活動を通じて、市民レベルでの地域間・都市間交流を充実させることが求められています。   ○姉妹都市との継続的な交流を推進するため、交流事業への参加者確保や持続可能な事業実施体制の整備が求められています。   ○市民の国際理解と国際感覚の醸成を図るため、海外姉妹都市との<u>さらなる交流</u>の促進、赤穂市国際交流協会の事業の充実、体制強化が求められています。   ○人口減少・少子高齢化によるマンパワーや財源が<u>単</u>独の自治体では対応できない行政課題が増加しており、広域連携による対策が必要です。   ○広域的な行政課題や共通した地域課題に対応するため、西播磨市町長会や兵庫・岡山両県隣接市町村地域振興協議会などとの国・県要望や、備前市、上郡町との定住自立圏、姫路市を中心市とする8市8町での連携中枢都市圏の形成による共同事業の実施が必要です。					○文化、スポーツ活動を通じて、市民レベルでの地域間・都市間交流を充実させることが求められています。   ○姉妹都市との継続的な交流を推進するため、交流事業への参加者確保や持続可能な事業実施体制の整備が求められています。   ○市民の国際理解と国際感覚の醸成を図るため、海外姉妹都市との<u>交流や多文化共生</u>の促進、赤穂市国際交流協会の事業の<u>充実が</u>求められています。   ○人口減少・少子高齢化によるマンパワーや財源<u>等</u>、<u>単</u>独の自治体では対応できない行政課題が増加しており、広域連携による対策が必要です。   ○広域的な行政課題や共通した地域課題に対応するため、西播磨市町長会や兵庫・岡山両県境隣接市町村地域振興協議会など<u>で</u>の国・県要望や、備前市、上郡町との定住自立圏、姫路市を中心市とする8市8町での連携中枢都市圏の形成による共同事業の実施が必要です。			
施策の方針					施策の方針			
姉妹都市（茨城県笠間市・熊本県山鹿市・西オーストラリア州ロッキングハム市）および忠臣蔵にゆかりのある都市等との文化・スポーツを通じた交流など、特色ある交流活動を積極的に展開します。   赤穂市国際交流協会など国際交流団体との連携による交流を通じ、さまざまな国の文化や価値観を理解し、グローバル社会に対応した人材の育成や多文化共生に向けた環境整備を図ります。   市民の生活圏の拡大に加え、人口減少や災害など自治体の枠を超えて広域的に取り組むべき課題に対応するため、近隣自治体との連携・協力や機能分担など、地域特性を活かした広域連携を推進することで、市民が安心して快適な暮らしを営めるよう、地域経済と都市基盤の持続可能性を高めます。					姉妹都市（茨城県笠間市・熊本県山鹿市・西オーストラリア州ロッキングハム市）および忠臣蔵にゆかりのある都市等との文化・スポーツを通じた交流など、特色ある交流活動を積極的に展開します。   赤穂市国際交流協会など国際交流団体との連携による交流を通じ、さまざまな国の文化や価値観を理解し、グローバル社会に対応した人材の育成や多文化共生に向けた環境整備を図ります。   市民の生活圏の拡大に加え、人口減少や災害など自治体の枠を超えて広域的に取り組むべき課題に対応するため、近隣自治体との連携・協力や機能分担など、地域特性を活かした広域連携を推進することで、市民が安心して快適な暮らしを営めるよう、地域経済と都市基盤の持続可能性を高めます。			
目標指標					目標指標			
目標指標	単位	基準値 （2018年度）	目標値 （2025年度）	目標値 （2030年度）	目標指標	単位	基準値 （2024年度）	目標値 （2030年度）
忠臣蔵にゆかりのある都市交流	市	4	5	6	忠臣蔵にゆかりのある都市との交流事業数	件	6	8
赤穂市国際交流協会個人・団体会員	人・団体	76	100	120	赤穂市国際交流協会個人・団体会員	人・団体	68	120
					日本語教室の参加者数	人	226	250
広域協議会等への提案で実現した事業数	件	1	1	2	広域協議会等への提案で実現した事業数	件	1	2

施策の展開

1.都市間交流の推進

- 主な取組
- ◇文化、スポーツ交流事業の実施および支援による交流の推進
  - ◇防災・災害支援事業の実施
  - ◇その他市民親善交流の支援

2.国際交流の活性化

- 主な取組
- ◇国際感覚醸成のための講座、交流会の開催支援
  - ◇海外姉妹都市との交流や相互訪問の実施
  - ◇日本語教室の開催支援

3.多様な広域行政の展開

- 主な取組
- ◇西播磨市町長会などの協議会を通じた地域課題への対応

4.定住自立圏・連携中枢都市圏制度の推進

- 主な取組
- ◇東備西播定住自立圏共生ビジョンの推進
  - ◇播磨圏域連携中枢都市圏ビジョンの推進

施策の展開

1.都市間交流の推進

- 主な取組
- ◇文化、スポーツ交流事業の実施および支援による交流の推進
  - ◇防災・災害支援事業の実施
  - ◇その他市民親善交流の支援

2.国際交流の活性化

- 主な取組
- ◇国際感覚醸成のための講座、交流会の開催支援
  - ◇海外姉妹都市との交流や周年事業等における相互訪問の実施
  - ◇日本語教室の開催支援

3.多様な広域行政の展開

- 主な取組
- ◇西播磨市町長会などの協議会を通じた地域課題への対応

4.定住自立圏・連携中枢都市圏制度の推進

- 主な取組
- ◇東備西播定住自立圏共生ビジョンの推進
  - ◇播磨圏域連携中枢都市圏ビジョンの推進



2.郷土愛の醸成

主な取組	◇地域・家庭と連携した「ふるさと意識を醸成する教育」の推進（関連施策②）
	◇赤穂市コミュニティ・スクールの充実（関連施策②）
	◇伝統文化継承の取組（関連施策⑤）

3.定住基盤の充実

主な取組	◇子育て世帯の多様なライフスタイルや考え方に応じた子育て支援サービスの充実（関連施策②）
	◇地域医療の充実（関連施策⑦）
	◇地域の実情に応じた持続可能な公共交通の充実（関連施策⑫）
	◇区画整理事業の推進（ <u>野中・砂子地区、浜市地区、有年地区</u> ）（関連施策⑮）
	◇空き家情報バンク制度の活用（関連施策⑮）
	◇幅広い人材の確保に向けた、県・JA等関係機関および地域との連携や、さまざまな制度の活用によるスムーズな就農・育成への支援（関連施策⑯）
	◇企業立地活動の推進（関連施策⑰）
	◇ハローワークやNPO法人などと連携した若者の就業支援（関連施策⑰）

~~~~~

~~~~~

~~~~~

~~~~~

~~~~~

~~~~~

~~~~~

~~~~~

~~~~~

2.郷土愛の醸成

| | |
|------|--------------------------------------|
| 主な取組 | ◇地域・家庭と連携した「ふるさと意識を醸成する教育」の推進（関連施策②） |
| | ◇赤穂市コミュニティ・スクールの充実（関連施策②） |
| | ◇伝統文化継承の取組（関連施策⑤） |

3.定住基盤の充実

| | |
|------|--|
| 主な取組 | ◇子育て世帯の多様なライフスタイルや考え方に応じた子育て支援サービスの充実（関連施策②） |
| | ◇地域医療の充実（関連施策⑦） |
| | ◇地域の実情に応じた持続可能な公共交通の充実（関連施策⑫） |
| | ◇区画整理事業の推進（ <u>野中・砂子地区、有年地区</u> ）（関連施策⑮） |
| | ◇空き家情報バンク制度の活用（関連施策⑮） |
| | ◇幅広い人材の確保に向けた、県・JA等関係機関および地域との連携や、さまざまな制度の活用によるスムーズな就農・育成への支援（関連施策⑯） |
| | ◇企業立地活動の推進（関連施策⑰） |
| | ◇ハローワークやNPO法人などと連携した若者の就業支援（関連施策⑰） |

関連個別計画

| 計画名 | 初年度 | 最終年度 |
|---------------------|----------------------|----------------------|
| <u>赤穂市観光・移住定住戦略</u> | 2022 年度
（令和 4 年度） | 2026 年度
（令和 8 年度） |

| 現行計画（前期基本計画） | | | | | 変更計画（後期基本計画） | | | |
|---|----|-----------------|-----------------|-----------------|--|----|-----------------|-----------------|
| 【人】 歴史と文化が息づく人とコミュニティを育むまちづくり | | | | | 【人】 歴史と文化が息づく人とコミュニティを育むまちづくり | | | |
| （８）次代を担う人材を育てる教育の推進 | | | | | （８）次代を担う人材を育てる教育の推進 | | | |
| ②夢と志を育むことのできる教育環境をつくる | | | | | ②夢と志を育むことのできる教育環境をつくる | | | |
| 現状と課題 | | | | | 現状と課題 | | | |
| ○希望者全員が３歳児保育を利用できる体制の整備が必要です。 | | | | | ○希望者全員が３歳児保育を利用できる体制の整備が必要です。 | | | |
| ○「生きる力」を育むための 創意工夫を活かした特色ある教育活動の展開が必要です。 | | | | | ○「生きる力」を 子どもたちが主体的に考え、創意工夫を 活かせる 特色ある教育活動の展開が必要で | | | |
| ○小学校における外国語の教科化によるグローバルな人材育成が必要です。 | | | | | ○小学校における外国語の教科化に 伴う グローバルな人材育成が必要です。 | | | |
| ○SNS、インターネットの普及により多発する問題への対応 が求められています。 | | | | | ○SNS、インターネットの普及により 適正な情報モラルを身につけること が求められています。 | | | |
| ○健やかな体の育成を目指した健康教育の充実と体力・運動能力の向上が必要です。 | | | | | ○健やかな体の育成を目指した健康教育の充実と体力・運動能力の向上が必要です。 | | | |
| ○特別な教育的支援を必要とする児童生徒の増加に対応した環境整備が求められています。 | | | | | ○特別な教育的支援を必要とする児童生徒の増加に対応した環境整備が求められています。 | | | |
| ○時代のニーズと個に応じた 教職員の配置が必要です。 | | | | | ○ 特別の支援を要する児童・生徒に対応した 教職員の配置が必要です。 | | | |
| ○コミュニティ・スクールを核とし、 学校・家庭・地域が連 | | | | | ○ 「社会に開かれた教育課程の実現」を目指すため、学校運営協議会を核とした 学校・家庭・地域 の連 | | | |
| 携した 教育活動の展開が必要です。 | | | | | 携 による 教育活動の展開が必要です。 | | | |
| ○ 予防保全型の考えによる施設等の長寿命化が求められていま | | | | | ○ 社会情勢の変化に対応した施設整備と 予防保全型の考えによる施設等の長寿命化が求められていま | | | |
| す。 | | | | | す。 | | | |
| ○ GIGAスクール構想の実現に向けた ICT環境の整備とその活用 が必 | | | | | ○ 第２期 GIGAスクール構想の実現に向けた さらなる ICT環境の整備と 「人」 台端末の活用推進 が必 | | | |
| 要です。 | | | | | 要です。 | | | |
| 施策の方針 | | | | | 施策の方針 | | | |
| 赤穂の 自然・歴史・文化に学び、生涯にわたり夢と志を育むことができる教育、人づくりを進め「生きる | | | | | 赤穂の 豊かな 自然・歴史・文化に学び、生涯にわたり夢と志を育むことができる教育 を通して、子どもたちが | | | |
| 力」を育みます。 | | | | | 主体的に考え、行動する力を育てます。 | | | |
| 支援を必要とする子どもが、自らの能力や可能性を最大限に発揮し、積極的な社会参加を実現できる教育 | | | | | 支援を必要とする子どもが、自らの能力や可能性を最大限に発揮し、積極的な社会参加を実現できる教育 | | | |
| を進めるとともに、 学校と保護者・地域が一緒に協働しながら子どもたちの豊 | | | | | を進めるとともに、 社会に開かれた教育課程の理念のもと、学校と保護者・地域が 協働して 子どもたちの豊 | | | |
| かな学びと成長を支える学校園づくりを進めます。 | | | | | かな学びと成長を支える学校園づくりを進めます。 | | | |
| また、学校施設の老朽化対策をはじめとした施設・設備の計画的な整備を行うとともに、コンピューターや情 | | | | | 学校施設の老朽化対策をはじめとした施設・設備の計画的な整備を行うとともに、コンピューターや情 | | | |
| 報通信ネットワークなどの情報手段を活用するために必要な環境を整えプログラミング教育などの充実を | | | | | 報通信ネットワークなどの情報手段を活用するために必要な環境を整えプログラミング教育などの充実を | | | |
| 図ります。 | | | | | 図ります。 | | | |
| 目標指標 | | | | | 目標指標 | | | |
| 目標指標 | 単位 | 基準値
（2019年度） | 目標値
（2025年度） | 目標値
（2030年度） | 目標指標 | 単位 | 基準値
（2024年度） | 目標値
（2030年度） |
| | ～ | | ～ | ～ | こどもが喜んで幼稚園に通っている
と思う保護者の割合 | % | 96.7 | 100 |
| | ～ | | ～ | ～ | 「明日も行きたい」と思える学校づく
り | % | 85.5 | 90.0 |

| | | | | |
|---------------------|----|-----------|-----------|-----------|
| | | | | |
| 体力・運動能力調査結果の向上 | 項目 | 4 割が県平均以上 | 5 割が県平均以上 | 7 割が県平均以上 |
| 小中学校の特別支援教育指導補助員の人数 | 人 | 9 | 15 | 20 |
| 地域人材を活用した取組数 | 回 | 3 | 9 | 12 |

施策の展開

1.幼稚園教育内容の充実

| | |
|------|--|
| 主な取組 | ◇幼児の主体的な活動を促し、幼児期にふさわしい生活が展開できるような教育環境の整備
◇教員の研修機会の充実、家庭や地域社会との連携による幼児教育の質の向上
◇3 歳児保育の利用ニーズを踏まえた体制整備
◇市の実情にあった就学前教育・保育のあり方についての検討 |
|------|--|

2.「確かな学力」、「豊かなこころ」を育む教育の推進

| | |
|------|---|
| 主な取組 | ◇「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善や体験活動および個に対応した学習の充実
◇地域・家庭と連携した「ふるさと意識を醸成する教育」の推進
◇国際理解教育の推進
◇外国語指導助手(ALT)等との外国語を用いたふれあいや対話、討論の機会の充実によるコミュニケーション能力の育成
◇プログラミング教育の充実
◇SNS、インターネット被害に対応する教育の充実
◇誤った情報や無責任な情報の拡散による人権問題に対しての情報モラルの徹底
◇時代に即した教育現場での情報発信技術の活用 |
|------|---|

3.「すこやかな体」の育成

| | |
|------|--|
| 主な取組 | ◇「早寝 早起き 朝ごはん」運動の推進
◇児童・生徒の「基礎体力・運動能力」の向上
◇発達段階に応じて、食生活に対する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けることができるよう、学校における「食育」を推進 |
|------|--|

| | | | |
|-------------------------|----|-------------|-----------|
| 地域や社会に貢献したいと考える児童・生徒の割合 | % | 82.4 | 90.0 |
| 体力・運動能力調査結果の向上 | 項目 | 3.5 割が県平均以上 | 7 割が県平均以上 |
| | | | |
| | | | |
| | | | |

施策の展開

1.幼稚園教育内容の充実

| | |
|------|--|
| 主な取組 | ◇幼児の主体的な活動を促し、幼児期にふさわしい生活が展開できるような教育環境の整備
◇教員の研修機会の充実、家庭や地域社会との連携による幼児教育の質の向上
◇3 歳児保育の利用ニーズを踏まえた体制整備
◇市の実情にあった就学前教育・保育のあり方についての検討 |
|------|--|

2.「確かな学力」、「豊かなこころ」を育む教育の推進

| | |
|------|--|
| 主な取組 | ◇「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善や体験活動および個に対応した学習の充実
◇地域・家庭と連携した「ふるさと意識を醸成する教育」の推進
◇国際理解教育の推進
◇外国語指導助手(ALT)等との外国語を用いたふれあいや対話、討論の機会の充実によるコミュニケーション能力の育成
◇プログラミング教育の充実
◇SNS・インターネット等の活用における課題解決能力の育成
◇効果的な場面におけるタブレット端末の利活用 |
|------|--|

3.「すこやかな体」の育成

| | |
|------|--|
| 主な取組 | ◇「早寝 早起き 朝ごはん」運動の推進
◇児童・生徒の「基礎体力・運動能力」の向上
◇発達段階に応じて、食生活に対する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けることができるよう、学校における「食育」を推進 |
|------|--|

4.指導体制・内容の充実

| | |
|------|--|
| 主な取組 | ◇校内外等における障がいの状態や特性等に応じた専門的かつ適切な支援・指導体制のさらなる充実
◇障がいの状態や特性等に応じた就学指導・進路指導の推進
◇自立と積極的な社会参加を推進する施策の展開
◇児童・保護者への相談体制の充実 |
|------|--|

5.コミュニティ・スクール等による地域協働の充実

| | |
|------|---|
| 主な取組 | ◇学校園・地域のさらなる協働文化の構築

◇地域参画による教育活動の充実
◇地域人材の積極的な活用の推進
◇関西福祉大学等との連携強化による教育内容の充実 |
|------|---|

6.学校施設の整備

| | |
|------|--|
| 主な取組 |
◇施設等の長寿命化の視点にたった改修
◇予防保全による計画的な整備
◇学校給食センターの建替整備 |
|------|--|

7.情報教育環境の向上

| | |
|------|----------------|
| 主な取組 | ◇学校ICT環境の整備と活用 |
|------|----------------|

| 関連個別計画 | | |
|------------------|-----|------|
| 計画名 | 初年度 | 最終年度 |
| 赤穂市教育振興基本計画 | | |
| 赤穂市立小中学校個別施設計画 | | |
| 赤穂市子ども・子育て支援事業計画 | | |

4.指導体制・内容の充実

| | |
|------|---|
| 主な取組 | ◇校内外等における障がいの状態や特性等に応じた専門的かつ適切な支援・指導体制のさらなる充実
◇障がいの状態や特性等に応じた就学指導・進路指導の推進
◇自立と積極的な社会参加を推進する施策の展開
◇児童・生徒・保護者への相談体制の充実 |
|------|---|

5.学校運営協議会等による地域協働の充実

| | |
|------|---|
| 主な取組 | ◇学校園・地域のさらなる協働文化の構築
◇特色ある学校づくり推進事業（赤穂市コミュニティ・スクール）による地域や児童・生徒の特性を活かした、主体的に創意工夫のある教育活動の展開
◇地域参画による教育活動の充実
◇地域人材の積極的な活用の推進
◇関西福祉大学等との連携強化による教育内容の充実 |
|------|---|

6.学校施設の整備

| | |
|------|---|
| 主な取組 | ◇社会情勢の変化に対応した施設整備
◇施設等の長寿命化の視点にたった改修
◇予防保全による計画的な整備 |
|------|---|

7.情報教育環境の向上

| | |
|------|----------------|
| 主な取組 | ◇学校ICT環境の整備と活用 |
|------|----------------|

| 関連個別計画 | | |
|----------------|-------------------|--------------------|
| 計画名 | 初年度 | 最終年度 |
| 赤穂市教育振興基本計画 | 2021年度
（令和3年度） | 2030年度
（令和12年度） |
| 赤穂市立小中学校個別施設計画 | 2022年度
（令和4年度） | 2028年度
（令和10年度） |
| 赤穂市子ども計画 | 2025年度
（令和7年度） | 2028年度
（令和10年度） |

| 現行計画（前期基本計画） | | | | |
|--|---|------------------|------------------|------------------|
| 【人】 歴史と文化が息づく人とコミュニティを育むまちづくり | | | | |
| （8）次代を担う人材を育てる教育の推進 | | | | |
| ②未来を拓く青少年の若い力を育てる | | | | |
| 現状と課題 | | | | |
| ○都市化、核家族化の進行による人間関係の希薄化と地域社会・家庭の持つ教育力の低下に対して、学校・家庭・地域の連携による青少年 育成が求められています。 | | | | |
| ○地域において安心して子どもを育てることのできる環境づくりが求められています。 | | | | |
| ○ <u>幼児・児童・生徒のさらなる多様化と個性化に対応した指導や教育相談活動の継続・拡充を目指し、指導内容の充実と教育相談窓口の充実が必要です。</u> | | | | |
| 施策の方針 | | | | |
| 学校・家庭・地域が一体となり、赤穂の未来を拓く青少年が健やかに育ち、自立した社会の一員として成長する環境づくりを進めます。 | | | | |
| また、公民館や学校運営協議会等の充実を図り、地域が一体となった青少年育成を目指します。 | | | | |
| ストレスや精神的な不安を抱える幼児・児童・生徒やその保護者に対して、安心して相談できる相談窓口の充実として、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー の活用充実を進めます。 | | | | |
| 目標指標 | | | | |
| 目標指標 | 単位 | 基準値
(2019 年度) | 目標値
(2025 年度) | 目標値
(2030 年度) |
| <u>スクールカウンセラーの各校配置
(連携校を含む)</u> | 校 | 15 | 15 | 15 |
| <u>スクールソーシャルワーカーの各中学校区配置</u> | 校 | 5 | 5 | 5 |
| 施策の展開 | | | | |
| 1.青少年健全育成の推進 | | | | |
| 主な取組 | ◇学校・家庭・地域が一体となっの青少年の成長に好ましい環境づくり
◇青少年が参加する地域ふれあい活動の推進
◇地域社会と協働した事業の推進 | | | |
| 2.家庭教育の充実 | | | | |
| 主な取組 | ◇PTA活動の 支援による家庭教育力の向上 | | | |

| 変更計画（後期基本計画） | | | | |
|--|---|------------------|-----------------|--|
| 【人】 歴史と文化が息づく人とコミュニティを育むまちづくり | | | | |
| （8）次代を担う人材を育てる教育の推進 | | | | |
| ②未来を拓く青少年の若い力を育てる | | | | |
| 現状と課題 | | | | |
| ○都市化、核家族化の進行による人間関係の希薄化と地域社会・家庭の持つ教育力の低下に対して、学校・家庭・地域の連携による青少年 の育成が求められています。 | | | | |
| ○地域において安心して子どもを育てることのできる環境づくりが求められています。 | | | | |
| ○ <u>いじめ・不登校・虐待などの課題に対して、子どもたちや子どもを見守る保護者からの相談を受けられる体制が必要です。</u> | | | | |
| 施策の方針 | | | | |
| 学校・家庭・地域が一体となり、赤穂の未来を拓く青少年が健やかに育ち、自立した社会の一員として成長する環境づくりを進めます。 | | | | |
| また、公民館や学校運営協議会等の充実を図り、地域が一体となった青少年育成を目指します。 | | | | |
| ストレスや精神的な不安を抱える幼児・児童・生徒やその保護者に対して、安心して相談できる相談窓口の充実として、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、 <u>心の教室相談員</u> の活用充実を進めます。 | | | | |
| 目標指標 | | | | |
| 目標指標 | 単位 | 基準値
(2024 年度) | 目標値
(2030年度) | |
| <u>「自己肯定感」を感じる児童・生徒の割合</u> | % | 84.3 | 90.0 | |
| <u>「いじめ」を否定する児童・生徒の割合</u> | % | 97.3 | 100 | |
| 施策の展開 | | | | |
| 1.青少年健全育成の推進 | | | | |
| 主な取組 | ◇学校・家庭・地域が一体となっの青少年の成長に好ましい環境づくり
◇青少年が参加する地域ふれあい活動の推進
◇地域社会と協働した事業の推進 | | | |
| 2.家庭教育の充実 | | | | |
| 主な取組 | ◇PTA活動の <u>継続的な</u> 支援による家庭教育力の向上 | | | |

3.指導相談活動の充実

- 主な取組

◇いじめや家庭環境等に対応する指導・相談活動の充実
◇スクールカウンセラーによるカウンセリングの実施
◇適応教室（ふれあい教室）での学校復帰に向けた指導機会の充実

4.教育と福祉の連携充実

- 主な取組

◇ スクールソーシャルワーカーとの協働による教育と福祉の連携充実

| 関連個別計画 | | |
|-------------|-----|------|
| 計画名 | 初年度 | 最終年度 |
| 赤穂市教育振興基本計画 | | |

3.指導相談活動の充実

- 主な取組

◇いじめや家庭環境等に対応する指導・相談活動の充実
◇スクールカウンセラーによるカウンセリングの実施
◇教育支援センター（ふれあい教室）での学校復帰に向けた指導機会の充実

4.教育と諸機関の連携充実

- 主な取組

◇スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、「心の教室相談員」との情報共有を図り協働による連携・相談体制の充実

| 関連個別計画 | | |
|-------------|----------------------|-----------------------|
| 計画名 | 初年度 | 最終年度 |
| 赤穂市教育振興基本計画 | 2021 年度
（令和 3 年度） | 2030 年度
（令和 12 年度） |

| 現行計画（前期基本計画） | | | | | 変更計画（後期基本計画） | | | | |
|--|----|-----------------|-----------------|-----------------|---|----|-----------------|-----------------|--|
| 【人】 歴史と文化が息づく人とコミュニティを育むまちづくり | | | | | 【人】 歴史と文化が息づく人とコミュニティを育むまちづくり | | | | |
| （9）歴史や文化、スポーツを通じた市民が活躍できる地域コミュニティの構築 | | | | | （9）歴史や文化、スポーツを通じた市民が活躍できる地域コミュニティの構築 | | | | |
| ②生涯にわたり主体的に学び楽しめる環境をつくる | | | | | ②生涯にわたり主体的に学び楽しめる環境をつくる | | | | |
| 現状と課題 | | | | | 現状と課題 | | | | |
| <p>○個人の価値観の変化に伴う市民の学習ニーズの多様化に応え、それぞれのライフステージに即した生涯学習の総合的な推進が求められています。</p> <p>○公民館や図書館におけるサークル活動等の担い手が高齢化し、今後の活動の硬直化や縮小が懸念されることから、従来の活動にとどまらない生涯学習機会の充実・創出が必要です。</p> <p>○個人や団体の読書や学習、調査研究を継続的に支援するため、利用者のニーズを把握しながら計画的な図書の整備・充実を図ることが必要です。</p> <p>○図書館では、市民の読書活動促進のため、
さまざまな図書情報の発信に努めています。今後も図書館情報の積極的な提供・発信が求められています。</p> <p>○市民のニーズに合った講座・教室の実施によりサービスの充実を図ることが必要です。</p> <p>○市民が安心して利用できるよう、公民館やスポーツ施設の長寿命化対策など、計画的な整備が必要です。</p> <p>○健康増進への関心の高まりにより、スポーツに対する目的や内容が多様化しています。市民のニーズに合った
スポーツ活動の推進が必要です。</p> <p>○少子化によって部活動・スポーツ少年団員が減少しており、地域によるサポート、また地域間の交流を促進した活性化が求められています。</p> | | | | | <p>○個人の価値観の変化に伴う市民の学習ニーズの多様化に応え、それぞれのライフステージに即した生涯学習の総合的な推進が求められています。</p> <p>○公民館や図書館におけるサークル活動等の担い手が高齢化し、今後の活動の硬直化や縮小が懸念されることから、従来の活動にとどまらない生涯学習機会の充実・創出が必要です。</p> <p>○個人や団体の読書や学習、調査研究を継続的に支援するため、利用者のニーズを把握しながら計画的な図書の整備・充実を図ることが必要です。</p> <p>○図書館では、市民の読書活動促進のため、図書館だよりの発行や赤穂市公式LINEによるイベントのお知らせ等、さまざまな図書情報の発信に努めています。今後も図書館情報の積極的な提供・発信が求められています。</p> <p>○市民のニーズに合った講座・教室の実施によりサービスの充実を図ることが必要です。</p> <p>○市民が安心して利用できるよう、公民館やスポーツ施設の長寿命化対策など、計画的な整備が必要です。</p> <p>○健康増進への関心の高まりにより、スポーツに対する目的や内容が多様化しています。それぞれのライフステージに即したスポーツ活動の推進が必要です。</p> <p>○子どもたちのスポーツに親しむ機会を確保するため、中学校部活動地域移行やスポーツ少年団活動について、地域によるサポートが一層求められています。</p> | | | | |
| 施策の方針 | | | | | 施策の方針 | | | | |
| <p>市民が生涯にわたり主体的に学び、楽しむことができるよう、生涯学習機会の提供を図ります。既存の公民館の計画的な改修を進め、安心・安全に利用できる公民館整備に取り組みます。</p> <p>図書館については、図書の貸出・閲覧を中心に、各種講座・教室の開催によるサービスの充実や新着図書案内、話題の本・ふるさと情報など図書館情報の積極的な提供・発信を行うなど、市民の利便性の向上を図りながら、滞在型図書館を目指します。</p> <p>また、健康で活力ある市民生活や地域社会の活性化のため、すべての市民が生活の一部としてスポーツ活動や健康づくり活動を行うことができる「スポーツ先進都市」として、スポーツ施設の整備・拡充および有効活用を進めるなど、スポーツ活動の場と機会の充実を推進します。</p> | | | | | <p>市民が生涯にわたり主体的に学び、楽しむことができるよう、生涯学習機会の提供を図ります。既存の公民館の計画的な改修を進め、安心・安全に利用できる公民館整備に取り組みます。</p> <p>図書館については、図書の貸出・閲覧を中心に、各種講座・教室の開催によるサービスの充実や新着図書案内、話題の本・ふるさと情報など図書館情報の積極的な提供・発信を行うなど、市民の利便性の向上を図りながら、滞在型図書館を目指します。</p> <p>また、健康で活力ある市民生活や地域社会の活性化のため、すべての市民が生活の一部としてスポーツ活動や健康づくり活動を行うことができる「スポーツ先進都市」として、スポーツ施設の整備・拡充および有効活用を進めるなど、スポーツ活動の場と機会の充実を推進します。</p> | | | | |
| 目標指標 | | | | | 目標指標 | | | | |
| 目標指標 | 単位 | 基準値
(2018年度) | 目標値
(2025年度) | 目標値
(2030年度) | 目標指標 | 単位 | 基準値
(2024年度) | 目標値
(2030年度) | |
| 公民館登録サークル利用者数 | 人 | 42,511 | 43,000 | 43,000 | 公民館登録サークル利用者数 | 人 | 31,747 | 43,000 | |
| 図書館における活動団体数 | 団体 | 60 | 70 | 75 | 図書館における活動団体数 | 団体 | 64 | 75 | |

| | | | | |
|--|---|---------|---------|---------|
| 各種スポーツ施設の利用者数 | 人 | 506,088 | 515,000 | 530,000 |
| スポーツ大会の参加人数 | 人 | 18,715 | 19,000 | 20,000 |
| スポーツ少年団登録者数 | 人 | 742 | 750 | 750 |
| 部活動指導員登録者数 | 人 | 2 | 5 | 10 |
| 地域の資源を活かした「赤穂トレックウォーク」等の参加人数 | 人 | 36 | 100 | 100 |
| <div>施策の展開</div> <div> <div>1.生涯学習の推進</div> <div> <div> <div>主な取組</div> <div> ◇市民ニーズに合った講座を行うなど、生涯学習の機会の充実
 ◇市民の自主的な学習活動を支援
 ◇多様化する市民ニーズに対応した生涯学習の推進体制
 ◇公民館登録サークルへの参加呼びかけ
 ◇老朽化に伴う生涯学習施設の整備促進 </div> </div> <div>2.図書館サービスの充実</div> <div> <div> <div>主な取組</div> <div> ◇利用者のニーズに合った蔵書の充実と計画的な図書の整備
 ◇新着図書案内、話題の本・ふるさと情報等図書館情報の発信
 ◇市民のニーズに合った講座や教室を行うなど、サービスの充実
 ◇活動団体のグループ育成と登録団体への支援 </div> </div> <div>3.各種スポーツ施設の充実</div> <div> <div> <div>主な取組</div> <div> ◇地区体育館等の各種スポーツ施設の整備充実
 ◇各種運動施設の利用促進
 ◇各運動施設の長寿命化に向けた計画的な維持補修・更新 </div> </div> <div>4.スポーツ活動の推進</div> <div> <div> <div>主な取組</div> <div> ◇健康で豊かな生活を送ることのできる生涯スポーツの促進
 ◇観光施策と連携したスポーツ大会等の開催
 ◇スポーツ団体の育成・強化
 ◇スポーツ指導者の充実
 ◇地域と連携した部活動の育成・強化
 ◇地域と連携した行事等の開催 </div> </div> </div> </div> </div></div></div> | | | | |

| | | | |
|--|----|---------|---------|
| 各種スポーツ施設の利用者数 | 人 | 475,917 | 500,000 |
| スポーツ大会の参加人数 | 人 | 9,696 | 11,000 |
| スポーツ少年団登録者数 | 人 | 615 | 750 |
| 中学生が活動可能な地域スポーツ・文化芸術受入団体数 | 団体 | 22 | 45 |
| 地域の資源を活かした「赤穂トレックウォーク」等の参加人数 | 人 | 82 | 100 |
| <div>施策の展開</div> <div> <div>1.生涯学習の推進</div> <div> <div> <div>主な取組</div> <div> ◇市民ニーズに合った講座を行うなど、生涯学習の機会の充実
 ◇市民の自主的な学習活動を支援

 ◇公民館登録サークルの育成・支援
 ◇老朽化に伴う生涯学習施設の整備促進 </div> </div> <div>2.図書館サービスの充実</div> <div> <div> <div>主な取組</div> <div> ◇利用者のニーズに合った蔵書の充実と計画的な図書の整備
 ◇新着図書案内、話題の本・ふるさと情報等図書館情報の発信
 ◇市民のニーズに合った講座や教室を行うなど、サービスの充実
 ◇活動団体のグループ育成と登録団体への支援 </div> </div> <div>3.各種スポーツ施設の充実</div> <div> <div> <div>主な取組</div> <div> ◇地区体育館等の各種スポーツ施設の整備充実
 ◇各種運動施設の利用促進
 ◇各運動施設の長寿命化に向けた計画的な維持補修・更新 </div> </div> <div>4.スポーツ活動の推進</div> <div> <div> <div>主な取組</div> <div> ◇健康で豊かな生活を送ることのできる生涯スポーツの促進
 ◇観光施策と連携したスポーツ大会等の開催
 ◇スポーツ団体の育成・強化
 ◇スポーツ指導者の充実
 ◇中学校部活動の地域移行（展開）
 ◇地域と連携した行事等の開催 </div> </div> </div> </div> </div></div></div> | | | |

| 関連個別計画 | | |
|----------------|-----|------|
| 計画名 | 初年度 | 最終年度 |
| 赤穂市教育振興基本計画 | | |
| 赤穂市子ども読書活動推進計画 | | |
| 赤穂市スポーツ推進計画 | | |

| 関連個別計画 | | |
|----------------|----------------------|-----------------------|
| 計画名 | 初年度 | 最終年度 |
| 赤穂市教育振興基本計画 | 2021 年度
(令和 3 年度) | 2030 年度
(令和 12 年度) |
| 赤穂市子ども読書活動推進計画 | 2026年度
(令和8年度) | 2030年度
(令和12 年度) |
| 赤穂市スポーツ推進計画 | 2026年度
(令和8年度) | 2030年度
(令和 12年度) |

| 現行計画（前期基本計画） | | | | | 変更計画（後期基本計画） | | | |
|---|--|------------------|------------------|------------------|---|---|------------------|-----------------|
| 【人】 歴史と文化が息づく人とコミュニティを育むまちづくり | | | | | 【人】 歴史と文化が息づく人とコミュニティを育むまちづくり | | | |
| （9）歴史や文化、スポーツを通じた市民が活躍できる地域コミュニティの構築 | | | | | （9）歴史や文化、スポーツを通じた市民が活躍できる地域コミュニティの構築 | | | |
| ㊼互いが尊重しあいすべての人が自分らしく生きることができる社会を実現する | | | | | ㊼互いが尊重しあいすべての人が自分らしく生きることができる社会を実現する | | | |
| 現状と課題 | | | | | 現状と課題 | | | |
| ○あらゆる差別やいじめ、インターネットによる人権侵害を解消するための教育・啓発活動を推進することが必要です。 | | | | | ○あらゆる差別やいじめ、インターネットによる人権侵害の解消や性的マイノリティへの理解増進のための啓発活動を推進することが必要です。 | | | |
| ○制度や慣行において、性別による固定的な役割分担意識の変化はみられますが、態度や行動に現れる点において十分ではないため、さらなる啓発が必要です。 | | | | | ○制度や慣行において、性別による固定的な役割分担意識の変化はみられますが、態度や行動に現れる点において十分ではないため、さらなる啓発が必要です。 | | | |
| ○性別 に関係なく個性や能力を発揮できる環境づくりが求められています。 | | | | | ○性別等に関係なく個性や能力を発揮できる環境づくりが求められています。 | | | |
| 施策の方針 | | | | | 施策の方針 | | | |
| お互いの人権を尊重し、市民一人ひとりがあらゆる分野で個性と能力を発揮し、お互いに支え合うことのできる社会づくりを目指し、行政のみならず、赤穂市民民主促進協議会内の各部会、赤穂市女性団体懇話会、人権擁護委員とともに、人権・男女共同参画に関する施策を推進します。 | | | | | お互いの人権を尊重し、市民一人ひとりがあらゆる分野で個性と能力を発揮し、お互いに支え合うことのできる社会づくりを目指し、行政のみならず、赤穂市民民主促進協議会内の各部会、赤穂市女性団体懇話会、人権擁護委員とともに、人権・男女共同参画に関する施策を推進します。 | | | |
| 目標指標 | | | | | 目標指標 | | | |
| 目標指標 | 単位 | 基準値
(2018 年度) | 目標値
(2025 年度) | 目標値
(2030 年度) | 目標指標 | 単位 | 基準値
(2024 年度) | 目標値
(2030年度) |
| 地域リーダー研修・住民学習会等の参加人数 | 人 | 3,540 | 3,600 | 3,600 | 地域リーダー研修・住民学習会等の参加人数 | 人 | 2,266 | 3,000 |
| フォーラム・市民講座・DV講演会の参加人数 | 人 | 840 | 900 | 900 | フォーラム・市民講座・DV講演会の参加人数 | 人 | 340 | 900 |
| 女性問題相談・女性専門相談の件数 | 件 | 94 | 100 | 100 | 女性問題相談・女性専門相談の件数 | 件 | 130 | 130 |
| 施策の展開 | | | | | 施策の展開 | | | |
| Ⅰ.啓発事業の実施 | | | | | Ⅰ.啓発事業の実施 | | | |
| 主な取組 | ◇人権啓発地域リーダー研修・人権啓発住民学習会への支援
◇新たな感染症に関わる偏見や差別、SNSによる誹謗中傷等の人権侵害を防止する啓発活動の実施
◇男女共同参画フォーラム・男女共同参画市民講座・DV防止講演会の開催
◇女性のための働き方セミナーの内容の充実 | | | | 主な取組 | ◇人権啓発地域リーダー研修・人権啓発住民学習会への支援
◇ SNSによる誹謗中傷等の人権侵害を防止する啓発活動や、性的マイノリティへの理解増進のための啓発活動の実施
◇男女共同参画フォーラム・男女共同参画市民講座・DV防止講演会の開催
◇女性のための働き方セミナーの内容の充実 | | |

2.相談事業の実施

主な取組 ◇相談業務の継続実施

関連個別計画

| 計画名 | 初年度 | 最終年度 |
|----------------|-----|------|
| 赤穂市人権教育・啓発基本計画 | | |
| 赤穂市男女共同参画プラン | | |

2.相談事業の実施

主な取組 ◇相談業務の継続実施

関連個別計画

| 計画名 | 初年度 | 最終年度 |
|----------------|----------------------|-----------------------|
| 赤穂市人権教育・啓発基本計画 | 2023 年度
(令和 5 年度) | 2027 年度
(令和 9 年度) |
| 赤穂市男女共同参画プラン | 2024 年度
(令和 6 年度) | 2033 年度
(令和 15 年度) |

| 現行計画（前期基本計画） | | | | | 変更計画（後期基本計画） | | | | |
|--|----|-----------------|-----------------|-----------------|---|----|-----------------|-----------------|--|
| 【人】 歴史と文化が息づく人とコミュニティを育むまちづくり | | | | | 【人】 歴史と文化が息づく人とコミュニティを育むまちづくり | | | | |
| （9）歴史や文化、スポーツを通じた市民が活躍できる地域コミュニティの構築 | | | | | （9）歴史や文化、スポーツを通じた市民が活躍できる地域コミュニティの構築 | | | | |
| ②5歴史文化遺産を保存継承し未来に向けて活用する | | | | | ②5歴史文化遺産を保存継承し未来に向けて活用する | | | | |
| 現状と課題 | | | | | 現状と課題 | | | | |
| <p>○地域の多様な歴史文化遺産が周知されないまま消滅する危機にさらされており、
積極的な顕彰と保護を図っていくことが必要です。</p> <p>○日本遺産をはじめとする歴史文化遺産を活用したまちづくりへのニーズが高まっているため、普及活用手段の充実が求められています。</p> <p>○市所有の文化財が分散保管されるなど、体系的かつ効果的な管理・公開ができない現状にあるため、これらを集約的に管理・活用するための拠点づくりが必要です。</p> <p>○少子高齢化によって地域伝統文化の継承が困難になってきており、担い手の確保が求められています。</p> <p>○豊かな感性と人間性を育むため、音楽・舞台・演劇等、質の高い芸術に触れる機会の提供が求められています。</p> <p>○芸術文化活動の拠点としての文化会館をはじめとした文化施設や公民館の施設および設備の充実を図り、市文化協会・公民館登録サークルなどの活動支援を促進することが必要です。</p> | | | | | <p>○地域の多様な歴史文化遺産を市民主体により継承していくことは、地域の魅力や地域力を高めることにつながるため、その積極的な顕彰と保護活動をより一層推進する必要があります。</p> <p>○日本遺産をはじめとする歴史文化遺産を活用したまちづくりへのニーズが高まっているため、普及活用手段の充実が求められています。</p> <p>○市所有の文化財が分散保管されるなど、体系的かつ効果的な管理・公開ができない現状にあるため、これらを集約的に管理・活用するための拠点づくりが必要です。</p> <p>○少子高齢化によって地域伝統文化の継承が困難になってきており、担い手の確保が求められています。</p> <p>○豊かな感性と人間性を育むため、音楽・舞台・演劇等、質の高い芸術に触れる機会の提供が求められています。</p> <p>○芸術文化活動の拠点としての文化会館をはじめとした文化施設や公民館の施設および設備の充実を図り、市文化協会・公民館登録サークルなどの活動支援を促進することが必要です。</p> | | | | |
| 施策の方針 | | | | | 施策の方針 | | | | |
| <p>赤穂市には二つの日本遺産が認定されているなど、各地区に豊かで魅力的な歴史文化遺産が数多く残されています。このような地域に根差した歴史文化遺産の調査や整備を行い、その周知・保護・継承を進めます。このため、
市内の歴史文化遺産の掘り起こしと顕彰を進め、
多様な地域の歴史を積極的に活用することによって、本市の魅力を高めるように取組を進めます。また、市内各地の文化財等の公開・展示施設の充実・活用を図り、
多くの人が本市の歴史や文化に親しめる環境づくりを推進します。</p> <p>文化芸術団体を支援・育成するとともに、その成果を発表する機会の充実を図り、歴史文化遺産を活かした文化の薫るまちづくりを進めます。公民館講座等においては、郷土の歴史を学ぶ講座を実施し、郷土への理解を深めます。</p> | | | | | <p>赤穂市には二つの日本遺産が認定されているなど、各地区に豊かで魅力的な歴史文化遺産が数多く残されています。このような地域に根ざした歴史文化遺産の調査や整備を行い、その周知・保護・継承を進めるため、『赤穂市歴史文化基本構想』に基づき、引き続き市内の歴史文化遺産の掘り起こしと顕彰を進め、日本遺産をはじめとする多様な地域の歴史を積極的に活用することによって、本市の魅力を高めるように取組を進めます。また、市内各地の文化財等の公開・展示施設の充実・活用を図るとともに、ICT等も活用した多様な情報発信により、多くの人が本市の歴史や文化に親しめる環境づくりを推進します。</p> <p>文化芸術団体を支援・育成するとともに、その成果を発表する機会の充実を図り、歴史文化遺産を活かした歴史と文化が息づくまちづくりを進めます。公民館講座等においては、郷土の歴史を学ぶ講座を実施し、郷土への理解を深めます。</p> | | | | |
| 目標指標 | | | | | 目標指標 | | | | |
| 目標指標 | 単位 | 基準値
(2019年度) | 目標値
(2025年度) | 目標値
(2030年度) | 目標指標 | 単位 | 基準値
(2024年度) | 目標値
(2030年度) | |
| 文化財公開施設(6箇所)の入館(園)者数 | 人 | 75,106 | 77,000 | 78,400 | 文化財公開施設(6箇所)の入館(園)者数 | 人 | 72,370 | 78,400 | |
| 赤穂城跡二之丸庭園整備の進捗率 | % | 72.2 | 95.0 | 100 | 赤穂城跡二之丸庭園整備の進捗率 | % | 81.2 | 100 | |
| 市民一人当たりの文化会館利用回 | 回 | 2.4 | 2.5 | 2.6 | 市民一人当たりの文化会館利用回 | 回 | 1.4 | 2.4 | |

| | | | | |
|---------------------|--|------|--|--|
| 数 | | | | |
| | | | | |
| 施策の展開 | | | | |
| 1.歴史文化遺産の調査研究・保全・整備 | | | | |
| 主な取組 | ◇歴史資源の保全整備
◇各種文化財の調査研究 | | | |
| 2.歴史文化遺産の市民への周知 | | | | |
| 主な取組 | ◇普及啓発資料の作成と公開活用事業の実施
◇文化財保存・公開施設の充実
◇伝統文化 継承の取組
~~~~~ | | | |
| 3.文化施設と文化芸術活動の充実 | | | | |
| 主な取組 | ◇市内文化施設の利用者・来館者の快適性の向上に向けた適切な維持管理
◇魅力あふれる質の高い芸術にふれる機会の創出
◇~~~~~市民の文化活動の支援・育成 | | | |
| 4.特色ある文化活動の推進 | | | | |
| 主な取組 | ◇赤穂義士や歴史に関する講座の開催や赤穂ゆかりの資料・美術品の収集・展示 | | | |
| 関連個別計画 | | | | |
| 計画名 | 初年度 | 最終年度 | | |
| 赤穂市教育振興基本計画 | | | | |
| ~~~~~ | | | | |

| | | | |
|-------------------------------------|--|-----------------------|--|
| 数 | | | |
| | | | |
| 施策の展開 | | | |
| 1.歴史文化遺産の調査研究・保全・整備 | | | |
| 主な取組 | ◇歴史資源の保全整備
◇各種文化財の調査研究 | | |
| 2.積極的な情報発信による歴史文化遺産に触れる機会の創出と、活用の推進 | | | |
| 主な取組 | ◇ICTなどを活用した情報発信や普及啓発資料の作成および積極的な公開活用の推進
◇文化財保存・公開施設の充実
◇伝統文化の継承に向けた記録作成、普及啓発および継承事業への支援
◇日本遺産等の普及活用 | | |
| 3.文化施設と文化芸術活動の充実 | | | |
| 主な取組 | ◇市内文化施設の利用者・来館者の快適性の向上に向けた適切な維持管理
◇魅力あふれる質の高い芸術にふれる機会の創出
◇奨励金などによる市民の文化活動の支援・育成 | | |
| 4.特色ある文化活動の推進 | | | |
| 主な取組 | ◇赤穂義士や歴史に関する講座の開催や赤穂ゆかりの資料・美術品の収集・展示 | | |
| 関連個別計画 | | | |
| 計画名 | 初年度 | 最終年度 | |
| 赤穂市教育振興基本計画 | 2021 年度
(令和 3 年度) | 2030 年度
(令和 12 年度) | |
| 赤穂市歴史文化基本構想 | 2019 年度
(平成 31 年度) | 期間なし | |

| 現行計画（前期基本計画） | | | | | 変更計画（後期基本計画） | | | |
|---|----|------------------|------------------|------------------|---|----|------------------|-----------------------|
| 【人】 歴史と文化が息づく人とコミュニティを育むまちづくり | | | | | 【人】 歴史と文化が息づく人とコミュニティを育むまちづくり | | | |
| （9）歴史や文化、スポーツを通じた市民が活躍できる地域コミュニティの構築 | | | | | （9）歴史や文化、スポーツを通じた市民が活躍できる地域コミュニティの構築 | | | |
| ②6地域の多様なコミュニティ活動を活性化する | | | | | ②6地域の多様なコミュニティ活動を活性化する | | | |
| 現状と課題 | | | | | 現状と課題 | | | |
| ○価値観の多様化やプライバシー意識の高まりにより、地域への愛着、帰属意識が希薄化しつつあるため、地域コミュニティ活動を活性化することが求められています。 | | | | | ○価値観の多様化やプライバシー意識の高まりにより、地域への愛着、帰属意識が希薄化しつつあるため、地域コミュニティ活動を活性化することが求められています。 | | | |
| ○地域住民が自ら伝統文化や地域環境を守るなど、魅力ある地域づくりを行うとともに、平常時から地域の連帯感を高め、災害時の相互扶助の精神を育むことが必要です。 | | | | | ○地域住民が自ら伝統文化や地域環境を守るなど、魅力ある地域づくりを行うとともに、平常時から地域の連帯感を高め、災害時の相互扶助の精神を育むことが必要です。 | | | |
| 施策の方針 | | | | | 施策の方針 | | | |
| 自治会やPTA、老人会、女性会、学校園等、地域で活動するさまざまなコミュニティ団体の活動を支援し、地域コミュニティの維持、活性化を図り、市民一人ひとりの地域コミュニティへの参加を促進します。 | | | | | 自治会やPTA、老人会、女性会、学校園等、地域で活動するさまざまなコミュニティ団体の活動を支援し、地域コミュニティの維持、活性化を図り、市民一人ひとりの地域コミュニティへの参加を促進します。 | | | |
| また、地区公民館、コミュニティセンター等を拠点に、地域の連帯感の向上を図ります。 | | | | | また、地区公民館、コミュニティセンター等を拠点に、地域の連帯感の向上を図ります。 | | | |
| 目標指標 | | | | | 目標指標 | | | |
| 目標指標 | 単位 | 基準値
(2018 年度) | 目標値
(2025 年度) | 目標値
(2030 年度) | 目標指標 | 単位 | 基準値
(2024 年度) | 目標値
(2030年度) |
| まちづくり連絡(推進)協議会活動の延べ参加人員 | 人 | 28,739 | 30,000 | 32,000 | まちづくり連絡(推進)協議会活動の延べ参加人員 | 人 | 24,714 | 32,000 |
| コミュニティセンター等(2箇所)の延べ利用人数 | 人 | 8,653 | 10,000 | 10,000 | コミュニティセンター等(2箇所)の延べ利用人数 | 人 | 7,253 | 10,000 |
| 施策の展開 | | | | | 施策の展開 | | | |
| 1.まちづくり活動の推進 | | | | | 1.まちづくり活動の推進 | | | |
| 主な取組 ◇それぞれの地域の特性を活かしたまちづくり活動への支援 | | | | | 主な取組 ◇それぞれの地域の特性を活かしたまちづくり活動への支援 | | | |
| 2.小規模高齢化集落の活動拠点の活用 | | | | | 2.小規模高齢化集落の活動拠点の活用 | | | |
| 主な取組 ◇西部、北部地域におけるコミュニティ活動拠点としてのコミュニティセンター等の維持、長寿命化 | | | | | 主な取組 ◇西部、北部地域におけるコミュニティ活動拠点としてのコミュニティセンター等の維持、長寿命化 | | | |
| 関連個別計画 | | | | | 関連個別計画 | | | |
| ~~~~~ | | | | | 計画名 | | | 初年度 |
| ~~~~~ | | | | | 赤穂市個別施設計画(コミュニティセンター等) | | | 最終年度 |
| | | | | | | | | 2025 年度
(令和 7 年度) |
| | | | | | | | | 2033 年度
(令和 15 年度) |

| 現行計画（前期基本計画） | 変更計画（後期基本計画） |
|---|--|
| <div>【人】 歴史と文化が息づく人とコミュニティを育むまちづくり</div> <div>(10)市民と協働する市政運営の推進</div> <div>②7市民に開かれた健全で効率的な行財政運営を推進する</div> | <div>【人】 歴史と文化が息づく人とコミュニティを育むまちづくり</div> <div>(10)市民と協働する市政運営の推進</div> <div>②7市民に開かれた健全で効率的な行財政運営を推進する</div> |
| <div>現状と課題</div> <div>○行政のさまざまな分野において、行政手続のオンライン化等の情報通信技術を活用した市民サービスの向上が求められています。</div> <div>○行政手続のオンライン化を進めるためには、本人確認に必要となるマイナンバーカードの普及が必要です。</div> <div>○AI・RPA等のICTを活用した業務効率化が求められています。</div> <div>○幅広い年代の市民に「伝わる」、より効果的で質の高い情報発信が求められています。</div> <div>○市民や学生の市政への参加意識の向上を図るため、市長との意見交換会の機会を拡大していくことが必要です。</div> <div>○社会保障関係費が高い水準で推移するほか、インフラの老朽化対策費用など、行政需要のさらなる増加が予測され、また、安定的な財源の確保が困難な状況にあることから、行財政体質の充実と強化を図ることが必要です。</div> <div>○社会情勢の変化に的確に対応できる人材の育成が求められています。</div> <div>○適正な定員管理、人事労務管理への対応が必要です。</div> | <div>現状と課題</div> <div>○行政のさまざまな分野において、デジタル技術の活用による市民サービスの利便性向上と業務の効率化が求められています。</div> <div>○スマートフォンなど、オンラインによる行政サービスの提供を促進するためには、本人確認に必要となるマイナンバーカードの普及が必要です。</div> <div>○幅広い年代の市民に「伝わる」、より効果的で質の高い情報発信が求められています。また、増加する外国人住民に対応するため、多言語による情報発信強化を図る必要があります。</div> <div>○幅広く市政への市民参加を促すため、市長との意見交換会の機会を拡大していくことが必要です。</div> <div>○社会経済情勢や物価上昇等を背景に、人件費や物件費が高水準で推移するほか、インフラの老朽化対策費用など、行政需要のさらなる増加が予測され、また、安定的な財源の確保が困難な状況にあることから、行財政体質の充実と強化を図ることが必要です。</div> <div>○社会情勢の変化に的確に対応できる人材の育成や確保が求められています。</div> <div>○適正な定員管理、人事労務管理への対応が必要です。</div> <div>○市の第三セクターである赤穂駅周辺整備株式会社は、コロナ禍以降、赤字経営が続いており、経営安定化に向けた取組が必要です。</div> |
| <div>施策の方針</div> <div>日々進歩する情報通信技術を効果的に活用し、行財政事務の効率化・高度化を図るとともに、行政手続の簡素化、多様化および質の高い行政サービスの提供に努めます。さらに、あらゆる世代の市民がICTの利便性を享受できるような環境の整備を推進します。</div> <div>市民との協働によるまちづくりを推進するため、多様な媒体を通じ市民と行政の情報の共有化に努めながら、さまざまな計画等の政策立案過程において、市民から広く意見を募集するなど、市民の市政参画機会の充実を図るとともに、社会環境の変化や複雑・多様化する市民ニーズに的確に対応するため、適切かつ健全で効率的な行財政運営の推進や職員の資質向上を図ります。</div> <div>また、関西福祉大学との連携を推進し、高等教育機関の持つ機能・資源を市政に活用します。</div> | <div>施策の方針</div> <div>日々進歩するデジタル技術を効果的に活用したDX（デジタル・トランスフォーメーション）により、住民との接点（フロントヤード）である行政手続の多様化・充実化等による質の高い行政サービスの提供に努めるとともに、行財政事務（バックヤード）の業務改革（BPR）を推進します。さらに、あらゆる世代の市民がデジタル化の利便性を享受できるような環境整備を推進します。</div> <div>市民との協働によるまちづくりを推進するため、多様な媒体を通じ市民と行政の情報の共有化に努めながら、さまざまな計画等の政策立案過程において、市民から広く意見を募集するなど、市民の市政参画機会の充実を図るとともに、社会環境の変化や複雑・多様化する市民ニーズに的確に対応するため、適切かつ健全で効率的な行財政運営の推進や職員の資質向上を図ります。</div> <div>また、関西福祉大学との連携を推進し、高等教育機関の持つ機能・資源を市政に活用します。</div> |

| 目標指標 | | | | |
|-----------------|------|------------------|------------------|------------------|
| 目標指標 | 単位 | 基準値
(2018 年度) | 目標値
(2025 年度) | 目標値
(2025 年度) |
| 電子申請の利用状況 | 件 | 54,961 | 58,000 | 65,000 |
| マイナンバーカードの交付率 | % | 13.9 | 96.0 | 96.0 |
| ホームページの年間アクセス件数 | 件 | 2,539,607 | 3,500,000 | 4,000,000 |
| ~~~~~ | ~~~~ | | ~~~~~ | ~~~~~ |
| 市長との直接対話集会等 | 回 | 11 | 20 | 25 |
| ~~~~~ | ~~~~ | | ~~~~~ | ~~~~~ |
| ~~~~~ | ~~~~ | | ~~~~~ | ~~~~~ |
| ~~~~~ | ~~~~ | | ~~~~~ | ~~~~~ |
| 実質公債費比率 | % | 10.1 | 7.0~8.0 | 6.0~7.0 |
| 将来負担比率 | % | 128.3 | 110~120 | 100~110 |

施策の展開

1.高度化する情報通信技術への対応と行政サービスの充実

| | |
|------|-----------------------------|
| 主な取組 | ◇行政手続のオンライン化推進 |
| | ◇マイナンバーカードの有効活用 |
| | ◇マイナンバーカードの申請・交付機会の拡充 |
| | ~~~~~ |
| | ◇AI・RPA等ICTを活用した業務の推進 |
| | ◇デジタル・ディバイド (ICT の利用格差) の是正 |
| | ◇行政情報のオープンデータ化の推進 |

2.情報通信基盤の整備

| | |
|------|---------------------------------|
| 主な取組 | ◇情報システムのクラウド化・集約化（コスト削減と事務の効率化） |
| | ◇情報セキュリティ対策の徹底（個人情報の確実な保護） |
| | ◇情報通信基盤の維持・改善 |

| 目標指標 | | | |
|--------------------|----|------------------|-----------------|
| 目標指標 | 単位 | 基準値
(2024 年度) | 目標値
(2030年度) |
| 電子申請の利用状況 | 件 | 91,192 | 100,000 |
| マイナンバーカードの交付率 | % | 83.6 | 96.0 |
| ホームページの年間アクセス件数 | 件 | 2,756,956 | 2,798,000 |
| 各種 SNS 登録者人数 | 人 | 28,477 | 33,840 |
| 市長との直接対話集会等 | 回 | 2 | 20 |
| 審議会等委員公募の実施割合 | % | 17.4 | 25.0 |
| 関西福祉大学と連携した事業数 | 件 | 68 | 75 |
| 包括連携協定締結企業等との連携事業数 | 件 | 27 | 32 |
| 実質公債費比率 | % | 9.5 | 8.0~9.0 |
| 将来負担比率 | % | 60.0 | 100~110 |

施策の展開

1.高度化する情報通信技術への対応と行政サービスの充実

| | |
|------|---|
| 主な取組 | ◇DX (デジタル・トランスフォーメーション) によるフロントヤード改革と業務改革 (BPR) の推進 |
| | ◇マイナンバーカードの有効活用 |
| | ◇マイナンバーカードの申請・交付機会の提供 |
| | ◇マイナンバーカードの申請・交付手続きの利便性向上 |
| | ◇デジタル技術 を活用した業務の推進 |
| | ◇デジタル・ディバイド の是正 |
| | ◇行政情報のオープンデータ化の推進 |

2.情報通信基盤の整備

| | |
|------|---------------------------------|
| 主な取組 | ◇情報システムのクラウド化・集約化（コスト削減と事務の効率化） |
| | ◇情報セキュリティ対策の徹底（個人情報の確実な保護） |
| | ◇情報通信基盤の維持・改善 |

3.広報・広聴の充実

| | |
|------|-------------------------------------|
| 主な取組 | ◇職員一人ひとりの広報力の育成 |
| | ◇見やすいホームページによる効果的な情報発信 |
| | ◇広報紙や SNS等、 多様な媒体を活用し 積極的かつ効果的な情報発信 |
| | ◇市長との直接対話集会等の開催による広聴の充実 |

4.計画づくりへの市民参加の促進

| | |
|------|--------------------------|
| 主な取組 | ◇審議会等における市民からの委員募集 |
| | ◇計画等策定時におけるパブリックコメント等の実施 |

5.関西福祉大学との連携

| | |
|------|------------------------|
| 主な取組 | ◇高等教育機関の持つ機能・資源の市政への活用 |
|------|------------------------|

6.適切かつ健全で効率的な行財政運営の推進

| | |
|------|------------------------------------|
| 主な取組 | |
| | |
| | ◇事務事業全般にわたる費用対効果、必要性、後年度負担等の精査・見直し |
| | ◇財源の効率的かつ重点的な配分 |
| | ◇自主財源の積極的な確保 |
| | ◇市債残高の縮減 |

7.組織や人事管理の適正化

| | |
|------|-----------------------------------|
| 主な取組 | ◇プロジェクトチーム等を活用した、効率的な組織体制の構築 |
| | ◇職員の雇用形態や民間委託等による執行体制の見直しと適正な定員管理 |
| | ◇職員研修による、職員の資質向上とコンプライアンスの徹底 |

関連個別計画

| 計画名 | 初年度 | 最終年度 |
|-----------|-----|------|
| 赤穂市行政改革大綱 | | |

3.広報・広聴の充実

| | |
|------|--|
| 主な取組 | ◇職員一人ひとりの広報力の育成 |
| | |
| | ◇広報紙やホームページのほか LINE 等 SNSによる 多様な媒体を 活用した 積極的かつ効果的な情報発信 |
| | ◇市長との直接対話集会等の開催による広聴の充実 |

4.計画づくりへの市民参加の促進

| | |
|------|--------------------------|
| 主な取組 | ◇審議会等における市民からの委員募集 |
| | ◇計画等策定時におけるパブリックコメント等の実施 |

5.関西福祉大学との連携

| | |
|------|------------------------|
| 主な取組 | ◇高等教育機関の持つ機能・資源の市政への活用 |
|------|------------------------|

6. 包括連携協定企業等との連携

| | |
|------|--------------------------|
| 主な取組 | ◇包括連携協定に基づく相互の協働による連携の推進 |
|------|--------------------------|

7.適切かつ健全で効率的な行財政運営の推進

| | |
|------|--|
| 主な取組 | ◇財政収支改善の目標を立て、「集中改革プラン」として位置付けた第9次行政改革大綱等の推進 |
| | ◇事務事業全般にわたる費用対効果、必要性、後年度負担等の精査・見直し |
| | ◇財源の効率的かつ重点的な配分と自主財源の積極的な確保 |
| | |
| | ◇市債残高の縮減 |
| | ◇赤穂駅周辺整備株式会社の経営安定化に向けた、適切な指導・支援 |

8.組織や人事管理の適正化

| | |
|------|-----------------------------------|
| 主な取組 | ◇プロジェクトチーム等を活用した、効率的な組織体制の構築 |
| | ◇職員の雇用形態や民間委託等による執行体制の見直しと適正な定員管理 |
| | ◇職員研修による、職員の資質向上とコンプライアンスの徹底 |

関連個別計画

| 計画名 | 初年度 | 最終年度 |
|-----------|----------------------|----------------------|
| 赤穂市行政改革大綱 | 2023 年度
(令和 5 年度) | 2027 年度
(令和 9 年度) |

| | | | | | |
|---------------------------|--|--|---------------------------|---------------------|-----------------------|
| 赤穂市公共施設等総合管理計画 | | | 赤穂市公共施設等総合管理計画 | 2017 年度
(平成29年度) | 2046 年度
(令和 28 年度) |
| 次世代育成支援対策特定事業主行動計画 | | | 次世代育成支援対策特定事業主行動計画 | 2015 年度
(平成27年度) | 2029 年度
(令和11年度) |
| 赤穂市女性職員の活躍推進に関する特定事業主行動計画 | | | 赤穂市女性職員の活躍推進に関する特定事業主行動計画 | 2016 年度
(平成28年度) | 2025 年度
(令和7年度) |
| 障がい者活躍推進計画 | | | 障がい者活躍推進計画 | 2020 年度
(令和2年度) | 2029 年度
(令和11年度) |